

決算特別委員会会議録(2)			
日 時	令和6年 10月1日(火)	開 議	午前11時00分
		散 会	午後 4時49分
場 所	第2委員会室		
議 題	継続審査案件		
出席委員	中村(吉宏)委員長、横尾副委員長、小貫・白濱・橋本・中鉢・ 下兼・面野・中村(岩雄)各委員		
説明員	市長、教育長、小林・佐々木両監査委員、副市長、総務・総合政策・ 財政・産業港湾・港湾担当・生活環境・こども未来・建設・ 教育各部長、監査委員事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

開議に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

このたび、決算特別委員長に就任させていただきました中村吉宏でございます。大事な審議がスムーズに進みますよう、努力してまいりたいと思っておりますので、委員並びに説明員の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、副委員長には横尾委員が選出されておりますことを御報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、橋本委員、下兼委員を御指名いたします。

過日開催されました理事会におきまして、別紙お手元に配付のとおり審査日程が決定いたしましたことを報告いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。松井委員が小貫委員に、平戸委員が白濱委員に、高橋委員が下兼委員に、前田委員が中村岩雄委員に、それぞれ交代いたしております。

継続審査案件を一括議題といたします。

お諮りいたします。これより、書類閲覧のため、当委員会を秘密会にいたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

(秘密会)

(秘密会解除)

○委員長

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時43分

再開 午後1時00分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の順序は、立憲・市民連合、自民党、みらい、公明党、共産党の順といたします。

立憲・市民連合。

○下兼委員

◎除雪・ロードヒーティング関係経費について

私からは除雪とロードヒーティングの関係経費についてお伺いいたします。

初めに、除雪費についてお尋ねします。

令和5年度各会計決算説明書によりますと、全体の除雪費では約2億8,000万円の不用額が生じております。

まず、令和5年度の除雪費の不用額が発生した要因をお聞かせください。

○(建設)維持課長

不用額が発生した要因でございますが、除雪費と日々の積雪を累積しました累積積雪深は、おおむね相関関係にございまして、当初予算は、累積積雪深を5,000センチメートル位置と想定し、予算を計上しておりました。

しかし、冬期間中に当初の想定を上回る気象状況となったことから補正予算を計上し、累積積雪深が8,400センチメートル位置まで増えると想定しましたが、結果といたしまして7,882センチメートル位置にとどまりましたことから、除排雪作業が想定より少なくなり、不用額が発生したものであります。

○下兼委員

次に、ロードヒーティングについてお尋ねいたします。

さきの第3回定例会代表質問におきまして、ロードヒーティングの試行的な部分停止が行われたが市民の反応はいかがでしたかという質問に対し、御答弁は市民からの意見や苦情はなく、交通への支障もなかったとのことでした。

私が思うに、今や小樽市の冬期間において、ロードヒーティング事業はなくてはならない事業です。小樽市民の皆さんも同じ気持ちではないかと思えます。

それでは、ロードヒーティング関係経費の中の電気料等光熱水費とありますが、ロードヒーティングを稼働するには、電気のほかにどのような熱源を使っているのでしょうか。その中で、一番使用している熱源はどれでしょうか、お聞かせください。

○(建設)維持課長

現在、本市で稼働しておりますロードヒーティングの熱源は、電気方式のほかにガス方式がございます。

また、一番使用している熱源は電気方式でございます、全体の約9割を占めております。

○下兼委員

それでは、現在、設置しているロードヒーティングは232か所だと承知しております。ですが、中には修繕が必要な箇所もあるかと思えます。

そこで、令和5年度に修繕を行ったのは何か所でしたでしょうか。さらに、修繕にかかった金額をお示しく下さい。

○(建設)維持課長

令和5年度に修繕を行ったロードヒーティング箇所数は49か所であります。

また、その修繕に要した金額は約1,600万円でございます。

○下兼委員

修繕を行って、しっかりと冬に備えるという形でお願い申し上げます。

次に、道路新設改良費についてお尋ねいたします。

決算説明書によりますと、道路新設改良費の不用額が約1億2,000万円生じていますが、この中で最も不用額の多い事業内容とその要因をお聞かせください。

○(建設)建設課長

まず、道路新設改良事業費の不用額のうち、最も不用額の多い事業は、ロードヒーティング更新事業であります。

次に、不用額発生の要因についてですが、当該事業につきましては、国の交付金を財源の一部に充て実施しており、令和5年度につきましては、交付金額が要望額の6割程度と少なかったことなどによるものです。

○下兼委員

補助金がたくさん出るとロードヒーティングの更新もできるということです。

それでは、昨年度のロードヒーティング更新事業として、入船南線ほか3か所の工事を行っております。この事業は継続的に実施するお考えはありますでしょうか、お聞かせください。

○(建設)建設課長

ロードヒーティング更新事業につきましては、令和3年に策定いたしました小樽市ロードヒーティング長寿命化計画に基づき実施しているものであり、今後も冬期間の安全な通行の確保のため、継続して実施してまいりたいと

考えております。

○下兼委員

小樽市は高齢化がますます進み、雪道を歩くにしても、車を運転するにしても難しくなってくる市民が多くなってきております。今年度もロードヒーティングの部分停止が行われるとお聞きしますが、先ほどお答えいただきました小樽市ロードヒーティング長寿命化計画が策定されていることにひとまず安心いたしました。

ロードヒーティングの事業開始は昭和47年と、何ともう52年が経過しているということでもあります。計画の方針は、大切な資産であるロードヒーティング設備を長く大事に保全し、冬期間の安全な通行を確保するため、定期的な点検により、早期に損傷を発見し、事故や大規模な機能停止に至る前に予防保全的に設備の更新を実施するとあります。

あと少しでまた冬がやってきます。小樽市民の安全と安心のためにも、ロードヒーティングのしっかりとした管理をよろしく願います。

○面野委員

◎歳入と人口について

歳入と人口についてという項目で質問させていただきます。

小樽市人口ビジョン(令和2年改訂版)の中の説明について読み上げさせていただきます。本市の人口推移は明治時代に急増し、大正時代には10万人に達した。その後も増加を続け、昭和39年の20万7,093人をピークに、以降は毎年減少を続けていると示されております。

また、年齢3区分、年少人口、生産年齢人口、老年人口、この3区分の推移では、平成2年には年少人口が老年人口を下回ったと。加えて、統計表の図では、2035年頃を過ぎると生産年齢人口も老年人口を下回ると示されておりました。

そして、今後、人口減少が将来に与える影響についても別の項で示されておまして、その中で、本市の財政状況への影響は、市税について平成20年度と平成29年度を対比して、153億円から134億円へ減少していること。加えて、実質的な地方交付税についても、平成20年度から平成24年度にかけて149億円から186億円まで増加したが、平成29年度には168億円となり、微減傾向であることが解説されています。

今後は、生産年齢人口の減少に伴う税収減が見込まれるほか、地方交付税への影響が懸念されると締めくくり示されています。

一般的に人口減少の影響というのは、やはり税収のほか、地域経済の衰退ですとか様々なコミュニティの高齢化、それから担い手不足、そういった多岐にわたる分野への波及があると言われております。また、人口が減っても、行政の需要、社会福祉関連分野、それからインフラの整備、防災の観点など、そういったことで歳出をなかなか減らせない、容易ではない状況であるというのは私も理解しております。

そこで、実際に過去に遡って、どのような影響が及んでいるのかについて伺っていきたくはありますが、小樽市のホームページでは、遡って確認できるのが、平成15年の市税の収入額が約149億5,700万円です。一方で、令和5年度の収入額が約140億5,387万円で、計算すると約6%の減少でございます。

一方、人口ベースで見ると、平成15年4月は14万7,673人、生産年齢人口が約9万4,000人、老年人口が約3万7,000人です。令和5年4月は10万7,871人、生産年齢人口が約5万4,000人、老年人口が約4万5,000人。これも計算してみると、この20年間で総人口では約27%減少している、生産年齢人口に関しては約42%減っている、一方で、老年人口は20%増えている。ここで、人口ビジョンで示されていた生産年齢人口の減少に伴う税収減というのが懸念されるころなのだろうと思います。

初めに、人口ビジョンでは、直近10年の一般財源収入が350億円から360億円程度で推移していると示されている

のですが、まず、一般財源収入の中の歳入科目はどのようなものが含まれているのか、お聞かせください。

○(財政) 財政課長

人口ビジョンでお示ししております一般財源収入の主な歳入科目につきましては、市税、地方交付税、地方譲与税、地方消費税交付金、臨時財政対策債などとなっております。

○面野委員

市税、地方交付税、地方譲与税、地方消費税交付金、臨時財政対策債といったものが含まれているということです。

まず、市民税について伺ってまいりたいと思います。令和5年度の市民税は、個人市民税で約42億9,756万円、法人市民税は約11億4,440万円、合計すると約54億4,197万円です。

まずは平成15年の市民税の収入額ベースでお示しいただいて、この20年間、令和5年度までどのような推移になっていたのか、お聞かせください。

○(財政) 市民税課長

初めに、個人市民税につきまして、平成15年度の収入済額は41億6,372万円でありまして、税制改正などで収入済額が増加した平成19年度、20年度、26年度を除きますと、43億円程度で推移してございます。

次に、法人市民税につきましては、平成15年度の収入済額は12億9,455万円となっております。法人市民税につきましては、年度によってばらつきがございまして、数年ごとに増減を繰り返す傾向にございます。

○面野委員

それでは、この間、個人市民税、法人市民税の税制に大きな改正はあったのか、今御答弁で、平成19年、20年、26年という説明もありましたが、その点も踏まえてお聞かせください。

○(財政) 市民税課長

税制改正につきましては、毎年、小さなものも含めてあるのですが、主なものを申し上げますと、まず、個人市民税においては、平成19年度に平成11年度から景気対策として実施されてまいりました定率減税が廃止されまして、併せて所得割の割合が課税所得金額にかかわらず、一律6%とされる改正がございました。

また、平成26年度から10年間、東日本大震災の復興財源の確保のため、均等割額を3,000円から3,500円とする改正がなされております。

次に、法人市民税におきましては、平成26年10月1日以降事業開始年度分から法人税割の税率を14.7%から12.1%、平成元年10月1日以降事業開始年度分からは8.4%にそれぞれ引き下げる改正がされております。

○面野委員

今、税制の改正について御説明いただいたのですが、次に、平成15年度と令和5年度の個人市民税の納税義務者数についてお聞かせいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○(財政) 市民税課長

平成15年度の個人市民税の納税義務者は5万9,423人、令和5年度の納税義務者は5万262人でございます。

○面野委員

9,000人ぐらい納税義務者が減っているということなのですが、先ほど平成15年度の個人市民税は41億6,300万円ぐらいで、令和5年度の徴収額が42億9,756万円です。

税制改正の説明はいただいたのですが、単純に考えると1人当たりの課税が大きくなっているという印象を受けたのですが、そのような理解でよろしいのか、それとも別の見解があるのか、その辺についてはどう受け止められていますか。

○(財政) 市民税課長

税収の変化につきましては、様々な要因があると考えてはございますが、委員のおっしゃったとおり1人当たり

の所得金額の増というのも要因の一つと考えてございます。

○面野委員

次に、法人市民税の考え方について伺っていきます。

一般的に法人市民税はどのような要因で税収の増減が起きると考えられるのか、御説明をお願いいたします。

○(財政)市民税課長

法人市民税につきましては、法人の所得の有無にかかわらず御負担いただく均等割というものと、法人税額に応じて負担いただく法人税割から成りまして、課税対象となる法人数のほか、各法人、特に大口法人の事業収益や従業員数によって増減するものでございます。

そのため、基本的に年度ごとの税収の増減が発生しやすい税目と考えておりまして、法人の事業年度における予定申告の有無などによっても税収の増減に大きな影響がございます。

○面野委員

業績やその時々々の雇用者数といったものが要因として増減が起こるので、経済動向なども踏まえて考えなければいけないので、なかなか予測しづらい指標なのかと思うのです。

一旦、個人市民税に関して話を戻すのですが、昨今、外国人の方が小樽市内に住まわれているというケースをよく耳にするのですが、外国人に対する課税のルールについて概要を説明いただいて、さらに外国人の納税義務者数の5年間の推移というものが分かればお聞かせください。

○(財政)市民税課長

外国人の方につきましても、日本人の方と同様に、その年の1月1日時点で小樽市に住所があり、一定額以上の収入があるという方につきましては、小樽市で個人市民税を課税することとなります。

また、直近5年間の外国人の納税義務者数でございますが、令和元年度が630人、令和2年度が693人、令和3年度が687人、令和4年度が617人、令和5年度が739人でありまして、令和3年度を除き、全体の納税義務者に対する割合は微増してございます。

○面野委員

多分この間にコロナ禍があったので、きっと外国人の行き来だったりとか、定住という部分では少し厳しい状況もあったことが推察されるのですが、やはり、少しずつ納税義務者数が増えているということは読み取れました。

全体的なお話なのですが、個人市民税の今後の見通しというものを予測することは可能なのでしょうか。

○(財政)市民税課長

人口が減少すると課税対象者も減ることとなり、所得が変わらなければ課税額は下がることとなります。直近10年間の推移を見ますと、人口減少に伴い、納税義務者も減少傾向にあります。

令和4年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響からの回復が見られましたことから前年よりも収入済額が増加しておりますが、納税義務者は630人減少してございます。令和5年度については、納税義務者の減少の影響もあり、個人市民税の若干の減少に結びついたと推測しております。

また、個人市民税収入の今後の見通しにつきましては、現時点では大きく変動する要素はありませんが、人口減少や景気の動向、また、毎年の税制改正など複数の要因が影響するため、予測は難しいと考えております。

○面野委員

先ほど平成15年と令和5年の人口比率について私が計算した内容をお示ししたのですが、税制改正等もあったのですが、幸いという言葉が正しいのか分かりませんが、平成15年度と令和5年度を見比べても、そんなに人口減少率ほどの市税の減少幅はないということになっております。とはいえ、これはもう私の推測でしかないのですが、きっとこれから人口の年齢構造が変わってくると、もしかすると急激に市税が減ってくるようなことも考えられるのかと思います。予測することはなかなか難しいとはいうものの、やはり、そういうところにもアンテナを立てな

がら、個人市民税の今後についても考えていただきたいと感じました。

次に、固定資産税について伺っていききたいと思います。

こちらは一般的に人口減少の影響を受けにくい税目として捉えられていることが多いようです。まず、令和5年度の収入額は約63億2,066万円と計上されておりますが、こちらも平成15年度の収入額をお示しいただいて、令和5年度までの約20年間はどのような推移になっているのか御説明をお願いいたします。

○(財政) 資産税課長

まず、令和5年度の収入済額は約63億2,066万円となっておりますが、平成15年度の収入済額が約68億7,892万円となっております。令和5年度は平成15年度の約92%の税収となっております。

また、固定資産税の令和5年度までの推移についてでございますが、固定資産税は、企業の設備投資など景気の動向にも影響されるため、年度によって増減しており、増加傾向または減少傾向がずっと続いている状況にはないとなっております。

○面野委員

経済的な状況も含めて増減が繰り返されているということなのですが、一応、社会的、経済的要素を除いて、この間に税制改正ですとか、小樽市内の土地の評価額について大きな変動があったのか、お聞かせください。

○(財政) 資産税課長

平成15年度から令和5年度までの間についてなのですが、固定資産税の税率が変わるなどの根幹に関わるような大きな税制改正などというものはございません。

また、地価についても平成15年度と令和5年度を見ますと、下落はしたものの、突然どかんと下がったなどという大きな変動はないものになっております。

○面野委員

それでは、もし平成15年度と令和5年度を比較するとするのであれば、やはり、経済的な指標が大きな影響を与えているということで理解させていただきます。

先ほど個人住民税でも伺ったのですが、固定資産税についても納税義務者数をお示しいただきたいのですが、個人と法人について、それぞれお聞かせください。

○(財政) 資産税課長

令和5年度ということで答えさせていただきますと、個人の納税義務者数が4万4,347人、法人が3,436人となっております。

○面野委員

ちなみに、過去の推移的なものというのは把握されてますか。

○(財政) 資産税課長

今、手元にあるのが平成31年度からの分なのですが、個人と法人の区分けというのは計算してなくて、全体で申し上げますと、平成31年度が4万8,812人、令和2年度が4万8,506人、令和3年度が4万8,114人、令和4年度が4万8,035人、令和5年度が4万7,783人となっております。

○面野委員

微減傾向という感じです。

それでは、固定資産について、個人では、例えば、住宅を新築するとリフォームすることに係る建材の高騰が今、騒がれております。一方、企業側に関しても、設備投資においては、今、物価高の影響によって設備投資額の上昇などが考えられる時代になっていると思うのです。

こういったいろいろなものの物価高、値上がりを加味して、いわゆる資産価値への影響と固定資産税の徴収額、評価額への相関というものはあると考えられますか。

○(財政)資産税課長

家屋だとか設備投資を新たにした場合は、物価高や資材高騰の影響で資産価値が上がると、固定資産の評価額も当然上がっていきますので、固定資産税額に影響が出ると考えられます。

一方で、既存の家屋や設備については、家屋は評価替えて算出された評価額が前回評価額を超える場合は、評価替え前の価格に据え置かれるということがございます。

また、家屋、設備ともに経年による資産価値の低下、設備であれば減価償却だとかがありますので、既存については影響はないものと考えております。

○面野委員

一時的なものとタイミングによっては若干の影響はあるものの、そう大きくは影響しないのだろうと感じました。

固定資産税についても、人口減との影響について伺っていきます。

固定資産税の税収増減の人口減の影響というのは、これまでの推移に関する分析と将来推計を基にした分析といったことは見いだせるのか、お聞かせください。

○(財政)資産税課長

分析ということなのですが、先ほども申し上げましたとおり、固定資産税は企業の設備投資など景気の動向に影響される部分もあり、また、これまでも人口減により大きな税収減とはなっていない、要は増減を繰り返しているという状態にありますので、必ずしも人口が減ったからずっと減り続けているわけではございません。

また、将来にわたってもこのような固定資産税の特徴があるものですから、人口が減ったことイコール税収に大きく影響することはないのではないかと考えてございます。

○面野委員

とはいえ、やはり、企業側も人口が減って事業継続ができなくなると、広い意味でいうと、きっと固定資産にも影響が及んでくる時が来るというか、人口減少の影響というのはきっとあるのだろうと思います。今、直接的な影響というのは人口減とは関係ない、影響はあまりないということで伺いましたが、小樽市も今、企業誘致ですとか、創業支援、事業継承等も行っておりますので、そういったものがきっと市民税だったり、固定資産税にもどんどん直結していくのだろうと感じました。

次に、地方交付税についても伺ってまいります。

よく、国勢調査の調査結果で、人口や世帯数などが配分額算定の係数として大きく影響すると聞きます。それ以外にも、やはり、地域の産業構造のほか様々なデータが引用されて、配分額が決定されるものだと考えています。

地方交付税については、本市の歳入の中でも最大値といいほどの大きなウエートを占めているわけなので、ここからもまた人口減少とどういう相関があるのか伺っていきます。

人口ビジョンには、平成20年度から24年度にかけて、149億円から186億円まで増加したが、平成29年度には168億円となり、微減傾向であると示されています。令和5年度の配分額は約166億円です。直近5年では、令和2年度に159億円がマークされておまして、減少幅が大きかったのかと見通せるのですけれども、その後、現在までの推移まで持ち直しています。

コロナ禍の影響などもあるかもしれませんが、直近5年間の推移に関する所感についてお聞かせください。

○(財政)財政課長

地方交付税における直近5年間の推移につきましては、委員からお話がありましたとおり、令和2年度は、固定資産税や地方消費税交付金の増収分が普通交付税の算定に反映されたことなどから減少しておりましたが、令和3年度以降は、普通交付税の再算定や特別交付税の増額などもあり、一定額を確保できている状況にあります。

一般財源の多くを地方交付税に頼っております本市におきましては、国において地方交付税を引き続き維持していただくことが必要と考えております。

○面野委員

近年、地方交付税の大きな制度改革などは行われたのか。また、将来的に何か大きな改正の見通しなどについては伺っていますか。

○(財政) 財政課長

地方交付税制度の改正につきましては、毎年度、算定の基礎となる単位費用や補正係数、算定項目などについての細かな変更は行われておりますが、制度そのものの大きな改正は行われておりません。

また、改正の見通しにつきましては伺っていないところです。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

自民党に移します。

○中鉢委員

○民間保育施設等整備支援事業費補助金について

まず、民間保育園施設等整備支援事業費補助金についてお聞きしたいと思います。

見ておりますと、2年度連続で予算の消化率が高くなっております。これは、事前に検討している園からヒアリングを受けて予算額を決定しているのかについてお聞きしたいと思います。

○(こども未来) 子育て支援課長

民間保育施設等整備支援事業費補助金につきましては、子供を安心して育てることができる環境整備のため、国の整備事業交付金を活用して、民間保育施設等の建て替えや改築など施設整備にかかる費用を補助するものであります。

補助につきましては、補助金の活用意向のある施設と事前協議を行い、当該年度において実施する整備の内容や施設数に応じて必要となる金額を予算計上しているため、予算の消化率が高くなっております。

○中鉢委員

令和4年度と比較しまして、令和5年度は減額されているのですが、この整備支援事業自体、小樽市も小さな園が多くございますので、ニーズが高いかと思われました。

予算額が少なかったのではと考えますが、今御説明いただきましたけれども、そのような理由でということでしょうか。

○(こども未来) 子育て支援課長

委員のおっしゃるとおり、先ほど申し上げましたとおり、事業を実施する施設数や整備内容に応じて必要となる予算を計上しておりますので、年度によって予算額の増減が生じております。

○中鉢委員

この補助金自体、国から予算が下りてきまして、小樽市だと後志総合振興局に書類を提出して補助金を申請する形になっているかと思えます。

ここ数年、本市で新築や改築を望む園に対して、小樽市で全部、対応し切れているのかどうかをお聞きしたいと思います。

○(こども未来) 子育て支援課長

昨年度におきましては、ゆりかご保育園と小樽幼稚園の2か所、その前年、令和4年度におきましては、さくら

保育園とゆりかご保育園に補助をしております。

ここ近年は、いずれの御希望、御意向があった園に補助を実施できております。

○中鉢委員

◎部活動改革推進事業費について

続きまして、部活動改革推進事業費についてお聞きしたいと思います。

本市は拠点校方式を採用しておりますが、予算額に対して半分程度の決算額になっておりました。その理由についてお示しいただきたいと思っております。

○（教育）教育総務課長

部活動改革推進事業費につきましては、令和5年度に導入した拠点校方式での部活動を実施するための事業費ですが、主に生徒が在籍校から部活動を行う拠点校への移動に使用するタクシー料金の使用料と部活動で使用する備品購入費となっております。

このうち不用額が多かった使用料につきましては、初めての拠点校方式による部活動や拠点校をどこに設置するべきかを定めるために、令和4年度中に、当時小学校6年生と中学校1年生、2年生へアンケートを実施し、その結果から、サッカー部と陸上部を拠点校として設置することとして、令和5年度の当初予算にタクシー料金を計上しましたが、令和5年4月の新年度の入部者数が前段のアンケートと乖離したことから、1回当たりのタクシー使用台数が減少したことに加え、暑さや雨などの天候により部活動の中止などもあり、結果として予算の半分程度の不用額を生じた結果となったものであります。

○中鉢委員

拠点校方式の初年度ということで、当初予定していた額よりも少なくなったというのは理解いたしました。

今、部活動が地域移行になっていく中で、昨年、私は一般質問させていただいたのですが、民間団体で部活動をされる方が増えてきていて、全国大会とか全道大会に行かれる際の引率者に対しての補助がないという事例がありました。

これは決算特別委員会なので来年度の話はそぐわないと思うのですが、今回このように予算の執行が半分程度ということであれば、来年度は、ぜひともその辺りも手当をしていただければと思います。

◎若者就職マッチング支援事業費について

続きまして、若者就職マッチング支援事業費についてお聞きしたいと思います。

まず、この事業の内容について、一度お聞かせいただきたいと思っております。

○（産業港湾）商業労政課長

若者就職マッチング支援事業についてでございますが、主に市内の高校・大学等において、就職を希望する生徒及び学生の就職率向上及び地元定着を図ることを目的とする事業でございます。令和5年度は四つの事業を行っております。

一つ目は、企業見学会で、生徒や学生が実際に企業を訪問して、会社の雰囲気や業務内容を見学する事業となっております。市内企業5社で開催いたしました。

二つ目は、たくさん企業見学ツアーで、一度に複数の企業見学するバスツアーを2回開催いたしました。

三つ目は、企業出前説明会で、企業が学校に出向き、業界や職種、自社について説明する場を設けるものでございまして、市内3校で開催いたしました。

四つ目が、一步差がつく！新社会人講座でございます。新社会人になる際に必要なビジネスマナーなどを学ぶ講座を市内の2校で開催いたしました。

○中鉢委員

細かく事業をされている部分が理解できましたし、大変有意義なものであるというのは感じたわけですが、この

事業に対する高校や大学側の評価、また、市内の事業者側からの評価というのをお聞きしておりますでしょうか。

また、この事業の評価を検証するに当たって、指標というのなかなか難しいかと思うのですが、何かあればお聞かせいただきたいと思います。

○(産業港湾) 商業労政課長

高校、大学側からの評価といたしましては、この事業の必要性について、実際にお会いして話を伺っていても理解を示していただいている教員が多いと感じておりまして、次年度も続けてほしいという声を多くいただいております。

市内事業者側からの評価といたしましては、同じように事業継続を望む声を伺っておりまして、高い評価をいただいているものと考えておりますが、一方で事業に参加されない、辞退される事業者もおられましたので、事業の実施時期ですとか実施方法といったところの工夫であったり、高校がもともと独自で実施している企業見学などの類似の事業との協力などすみ分けができないものかなど、引き続き、情報収集を行いながら取り組んでまいりたいと考えております。

また、事業評価の指標ということでございますが、第7次小樽市総合計画におきまして、地元定着の促進に関する指標といたしまして、新規高卒者の市内就職割合を目標値として掲げてございます。これは、この事業のみで達成できる目標というわけではないと思いますが、これを一つの指標としているところでございます。

○中鉢委員

今、少子化、また、本市においては人口減、全国的には人材不足という中で、その地域の学生・生徒を外に出さないで、本市の中で働いていただくということは、地域経済の活性化にもつながるものだと思いますので、ぜひとも次年度もしっかり取り組んでいただきたいと思います。

◎海外販路拡大支援事業について

次に、海外販路拡大支援事業費についてお聞きしたいと思います。

令和5年度はどのような取組が行われ、成果を上げられているのでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

○(産業港湾) 産業振興課長

令和5年度の海外販路拡大支援事業費の取組成果でございますが、まず、海外販路の拡大を目指す市内の事業者、企業に対しまして、商談会・展示会等への出展や現地企業との商談を支援しているところでございます。

コロナ禍明け直後の年度ということもありまして、この商談会・展示会等への出展参加企業数は伸びてきてはおりますが、大きな成約に結びついた企業というのは少なかったところでございます。

○中鉢委員

こちらも予算現額に対しまして、決算額が少ないような事業であったかと思うのですが、その理由はどのようなものが考えられるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○(産業港湾) 産業振興課長

令和5年度の予算・決算額でございますが、海外において、小樽産品の販路拡大に向けた情報収集を実施するため渡航する予定ではございましたが、国内外の情勢により見送ったことにより不用額が発生し、執行額が少なくなったという結果になっております。

○中鉢委員

確かに、円安で輸出に対しては追い風であったのかとは思いますが、片やALPS処理水であるといった問題で禁輸措置する国もありましたので、それらの影響もあつたのかとは察することではございますが、その辺りも近隣諸国が禁輸措置を解除したというようなニュースもございまして、円高、為替はどのように動くか分かりませんが、これも引き続き、じっくりと取り組んでいただきたいと思います。

◎ビッグデータ活用実証事業費について

次に、ビッグデータ活用実証事業費についてお聞きいたします。

新規事業となっておりますが、その取組の御説明をお願いしたいと思います。

○(総合政策) デジタル推進室今井主幹

ビッグデータ活用実証事業につきまして御説明いたします。今日、インターネットやスマートフォンなどの普及により、様々な情報が膨大なデータとなって蓄積されております。本事業は、これらのデータを客観的な判断の基礎材料として活用し、施策の策定や事業のより効果的な実施を図ることを目的としております。

具体的には、携帯電話の位置情報や検索データに関する統計データを可視化できるツールを導入しまして、人々の興味・関心や行動パターンなどを分析し、業務へ活用していこうというものでございます。

○中鉢委員

これまでの活用事例と今後の活用について、お示しいただければと思います。

○(総合政策) デジタル推進室今井主幹

令和5年度の実績としましては、産業港湾部で実施しております中心商店街周辺滞在量調査において、ビッグデータ活用システムを用いました。

また、今年度になります、第7次小樽市総合計画基本計画の改訂原案で、成果指標にこのシステムの数値を用いているという例がございます。

今後につきましては、より多くの業務で活用できるように、他市の取組事例や分析手法についての情報収集を行うとともに、庁内での情報共有に取り組んでまいります。

○中鉢委員

とかくいろいろと感覚で動きやすい部分もございませうけれども、ビッグデータというのは、これから大変重要な指標になってくるかと思っておりますので、こちらも引き続きよろしくお聞きいたします。

◎大気汚染監視測定機器整備事業費について

次に、大気汚染監視測定機器整備事業費についてお聞きしたいと思います。

まず、この事業費の内訳をお聞かせいただけますでしょうか。

○(生活環境) 環境課長

決算額は522万5,000円でありまして、その全額が塩谷一般環境大気測定局に設置した大気中窒素酸化物測定装置を更新するための購入費用となっております。

○中鉢委員

約522万円の金額を見まして、測定局は4か所だと思っておりますけれども、私はてっきりそれら全ての測定機器の機械更新で約522万円という数字なのかと思ったのですが、確かに窒素酸化物ということですので、気温や湿度を測るのは少し違うのだというのは理解いたしました。

大気汚染状況の常時監視はどのような基準に基づいて行われているのでしょうか、お聞かせください。

○(生活環境) 環境課長

大気汚染状況の常時監視は、大気汚染防止法第22条の規定に基づく、大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準に基づき実施しているものです。

○中鉢委員

そもそもいろいろな測定項目がありますが、窒素酸化物の中の二酸化窒素は1時間値の1日の平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、またはそれ以下であることというのが環境基準で設けられているようでありませう。

そこで質問いたしますが、本市で過去20年間、二酸化窒素がその環境基準値を超えた年度はあるのでしょうか、お答えください。

○(生活環境)環境課長

過去20年間で二酸化窒素が環境基準値を超えた年度はございません。

○中鉢委員

窒素酸化物といえば、私は光化学スモッグというのを少し思い浮かべるのです。教科書で習った頃は、本州で警報が出ていたことを思い出すわけですが、最近その光化学スモッグもワードとして久しく聞くことがないと思っております。

光化学スモッグは、高温や日射、紫外線を発生原因としてあるので、一緒にそれらも計測して初めて生かされるものなのかと思うのですが、全国的には窒素酸化物は環境基準を満たしている地域が多いと聞いておりますので、その状況を考えますと、測定局数は大気汚染防止法によるものと思いますが、4か所が必要なのかなのかを感じました。

今年3月の予算特別委員会でも質問しましたが、市内に気温等を観測するシステムはアメダスの1か所のみなのですけれども、東西に広がる地形の中で暑さとか気温を測るため、アメダスの簡易観測的なシステム、マメダスというものを導入していただくのはどうかと思い、その辺も御検討いただければと思いました。

◎環日本海クルーズ推進事業費について

次に、環日本海クルーズ推進事業費についてお聞きしたいと思います。

環日本海クルーズ推進協議会の設立の経緯と主な事業をお聞かせください。

○(産業港湾)港湾振興課長

環日本海クルーズ推進協議会の設立経緯でございますが、平成23年11月に小樽港、伏木富山港、京都舞鶴港が国土交通省の日本海側拠点港の外航クルーズ部門に応募いたしまして、選定されたことを機に設立したものでございます。平成25年5月には、秋田・船川・能代港、境港が加入しておりまして、現在5港の港湾管理者等で構成されているところでございます。

同協議会の事業でございますが、港湾管理者である小樽市は、毎年100万円の負担金を拠出しておりまして、これが環日本海クルーズ推進事業費の大半を占めているところでございます。

事業の内容につきましては、日本海側に位置する港湾及びその背後地域が連携して環日本海クルーズの魅力情報を発信すること、並びに環日本海クルーズの振興を図ることを目的といたしまして、客船誘致促進事業、広報、宣伝事業などの事業を行っているところであります。

○中鉢委員

この協議会として誘致活動をするメリット、実績などがあればお聞かせいただきたいと思います。

○(産業港湾)港湾振興課長

クルーズ船の運航に当たりましては、寄港地間の距離なども踏まえながらルートを設定する必要がございますが、観光資源が豊富な日本海側ルートにつきましては、環日本海クルーズ推進協議会を構成する5港がお互いの寄港地、あるいは次の寄港地というような組合せになるケースも非常に多いところでございます。各港が共通のコンセプトで資料を作成したり、あるいは共同で船会社にPRをすることによりまして、船会社にとりましては、クルーズ商品の造成のイメージがしやすくなるというメリットがあるところでございます。

実績につきましては、明確に何件とお示しできないものでございますが、商船事業でお越しいただいた船社につきましては毎年のように寄港いただいている船があったり、あるいは新たに配船を増やしていただくケースもございますものですから、着実に寄港実績につながっていると考えているところでございます。

○中鉢委員

今、クルーズ船の誘致も大変好調になっているかと思いますが、その礎がこういうところであったのかと。

また、確かに、秋田・船川・能代港であると伏木富山港、境港は、大変、日本海側の魅力的な港湾都市であり

ますけれども、その相乗効果を狙ってという意図なのかというのが見えてまいりました。

◎ふるさと納税関係経費について

次に、ふるさと納税の関係経費についてお聞きしたいと思います。

令和4年度の決算額が約4億6,879万円で、予算額が約4億7,502万円となっていました。令和5年度は約5億9,990万円の予算額に対して、約4億4,866万円の決算額となっていますが、令和5年度の市としての目標額、推定額のようなものが、その予算額であったという解釈でよろしいでしょうか。

○(総合政策)官民連携室松尾主幹

令和5年度のふるさと納税関連経費につきましては、11億9,000万円のふるさと納税を見込み、必要経費約5億9,990万円の予算を計上していたところであります。

○中鉢委員

目標額とか推定額ではなくて、ここ最近の伸びを見てということは理解いたしました。

令和4年度と令和5年度を比較しまして、令和5年度は微減という解釈でよろしいでしょうか。

○(総合政策)官民連携室松尾主幹

令和5年度のふるさと納税額は8億2,361万5,071円、令和4年度のふるさと納税額は8億7,448万5,000円、対前年比5,086万9,929円、率にして5.8%の微減となっております。

○中鉢委員

年度でいくと微減ということで、ふるさと納税というのはその性質上、自治体の会計年度、要は4月から3月ではなくて、ふるさと納税をされる方というのは12月、年末に多いと聞いております。

会計年度でお答えいただいて微減ということなのですが、個人事業主のように年末決算でふるさと納税の額を見た場合、先ほどは令和4年度、令和5年度という数字での若干の微減ということでしたけれども、令和4年、令和5年という形での納税額を算出した場合、その数字はどういうふうになるのでしょうか、お聞かせいただきたいと思っております。

○(総合政策)官民連携室松尾主幹

令和5年のふるさと納税額は7億9,558万6,071円、令和4年のふるさと納税額は8億6,445万9,000円、対前年比6,887万2,929円、率にして8.0%の減少となっております。

○中鉢委員

年度ではなく年で計算すると、もしかしたら数字がよくなるのかと思つての質問だったのですが、むしろ悪くなった数字を聞いてしまったわけでございます。令和4年度は予算額が約4億7,502万円に対して約4億6,879万円と、もう少しで予算額をオーバーするような金額までいったということで、ふるさと納税で返礼品に出すお金がないので、補正予算を組むぐらいの取組になればいいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いたします。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

みらいに移します。

○白濱委員

◎特別土地保有税について

まず、特別土地保有税について伺ってまいります。

市税収入内訳表の中から特別土地保有税の調定額が1,545万9,288円のうち、収入済額が発生しておりませんので、お伺いいたします。

最初に、特別土地保有税とは、どのような目的で創設された税なのか、お示してください。

○(財政)資産税課長

特別土地保有税の設立目的でございますが、投機的な土地取引の抑制と土地の有効利用の促進を目的として、昭和48年度の税制改正により創設されたものでございます。

なお、特別土地保有税は、平成15年度から課税停止となっており、現在、決算で計上されているものは、滞納繰越分だけとなっております。

○白濱委員

次に、この税の納税義務対象者とは、どのような土地の所有者なのかをお知らせ願いますでしょうか。

○(財政)資産税課長

特別土地保有税の納税義務者なのですが、5,000平方メートル以上の土地の所有者に課税される税金でございます。

これは未利用のままの状態だと課税されることとなりますが、最終的に建物を建てたりと有効利用される予定があれば、課税されない仕組みの税となっております。

○白濱委員

5,000平方メートルというと、なかなかびんこないのですけれども、一辺の長さが約71メートルの正方形の面積ということで、スーパーに例えると5店舗分で、コンビニに例えると平均100平方メートルなので、50店舗分ぐらいに当たる、結構、広い土地の所有者であろうと思われまして。

令和4年度のこの税の調定額は1,869万5,588円で、そのうち収入済額が323万6,300円あり、収入未済額は残り分の1,545万9,288円となっております。

令和5年度におけるこの税の収入未済額は1,545万9,288円と、令和4年度と同額でありますので、確認のために伺います。令和4年度と5年度におけるこの税の収入未済額は同額ですが、収入がなかったということでしょうか、お知らせ願えますでしょうか。

○(財政)納税課長

収入は、令和5年度はございませんでした。

○白濱委員

ここで、念のためにお聞きしておきたいのですが、不納欠損とはどのようなことなのか、お示してください。

○(財政)納税課長

不納欠損処分の根拠であります。時効などにより消滅した債権について、自治体が調定金額を消滅させる会計上の処理を不納欠損処分といいます。市税債権の消滅につきましては、地方税法に規定があります。

まず一つ目が、地方税法第18条に規定する消滅時効であります。これは差押え等時効を中断させる措置をすることなく、徴収権を5年間行使しないことによって時効により消滅するというものであります。

もう一つは、地方税法第15条の7の滞納処分の停止というものが。この中では、まず第4項の規定により、差押え可能財産がないことなどの要件に該当し、滞納処分、いわゆる差押えの執行を停止することを決議した場合、その納税義務は、その執行の停止が3年間継続したときに消滅するというものです。

また、さらに第5項の規定により、差押え可能財産がないことを理由に滞納処分の執行を停止した場合において、今後も徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、納付する義務を直ちに消滅させることができるとなっております。法人の破産や解散や廃業などして将来の事業再開の見込みがないとき、あるいは相続人が全員相続放棄した場合などが該当します。

○白濱委員

いろいろな方の様々な過程を踏んで、不納欠損額になることがよく分かりました。

次に、この収入未済額の未納理由、督促状況、歳入の見込みについてお知らせ願いますでしょうか。

○(財政)納税課長

具体的な話になると地方税法上の守秘義務があり、個人が特定される可能性もありますので、御質問にはお答えできません。

○白濱委員

この消滅時効の意義、期間、効果について、それぞれお示してください。

○(財政)納税課長

消滅時効についてですが、先ほども不納欠損の御質問で答弁させていただきましたが、徴収権は、差押え等の時効を中断させる措置をすることなく、5年間行使しないことによって時効により消滅します。

これは、この制度がないと、いつまでも債権を持っていなければいけないということになりますので、地方税法によって、5年間という決めがなされております。

○白濱委員

徴収権は失効しないようなので、納入が促進することを願います。

◎一般会計科目別財源調から

次は、一般会計科目別財源調からお伺いたします。

一般財源の内訳のうち、減収補填債が令和5年度は290万円と、ここ数年の中では特に少額の記載額となっておりますので、財源構造の現状から見ましても、令和5年度の全般的な税収は比較的、安定していたのではないかと推察しておりますが、まずはお聞きいたします。

この減収補填債とはどのような性質のものなのか、お知らせください。

○(財政)財政課長

減収補填債は、年度途中の減収に対しまして、減収を補填するための特別の地方債になります。

減収の対象となるのは、法人市民税の法人税割、利子割交付金、法人事業税交付金となっております。

○白濱委員

それでは、臨時財政対策債とは何かもお知らせ願います。

○(財政)財政課長

臨時財政対策債は、本来は国が普通交付税として交付すべきところを、地方交付税の財源の所要額を確保できないため、普通交付税の一部に代わって地方債の発行可能額を自治体に付与するものになっております。

地方債ですので、後年度に元利償還金が生じますが、その元利償還金につきましては、全額が理論償還ベースで、後年度の基準財政需要額に算入されるため、財政負担が生じない仕組みとなっております。

○白濱委員

後から戻ってくるものなのですね。

さらに、徴収猶予特例債とはどのような性質なものなのかもお知らせ願います。

○(財政)財政課長

徴収猶予特例債は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた地方税法の改正によりまして、地方税の徴収猶予の特例制度が設けられたことに伴い、地方公共団体に生じる一時的な減収を埋めるため、猶予相当額について特例債を起すことができたものです。

本市は、令和2年度に徴収猶予特例債を発行しています。

○白濱委員

いずれも財源不足や減少に対応する市債ということが分かりました。

令和2年度の一般財源の内訳におけるこれら減収補填債、臨時財政対策債、徴収猶予特例債の発行額の合計は16億9,324万8,000円、令和3年度には15億4,257万8,000円、令和4年度は5億1,704万8,000円、さらに令和5年度は2億787万5,000円と、年々、市債の中における発行額は減少しております。しかしながら、各当該年度の必要事業は一定数存在しております。

そこで伺います。令和5年度を起点といたしまして、令和2年度から令和5年度にかけて、市債におけるこれら減収補填債、臨時財政対策債、徴収猶予特例債の発行額が減少推移している事由について、お示し願えますでしょうか。

○(財政) 財政課長

令和2年度から5年度にかけて、減収補填債、臨時財政対策債、徴収猶予特例債が減少傾向で推移しました主な事由につきましては、まず、減収補填債においては、令和2年度に限り、先ほどお答えしました減収対象に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、通常を上回る大幅な減収が生じた他の税目についても減収補填債の対象とされたため、特に発行額が大きくなってまいりました。

次に、臨時財政対策債においては、国税収入が好調に推移したことにより、国が交付する普通交付税の財源が確保され、臨時財政対策債の発行可能額が小さくなってきたこと、また、徴収猶予特例債においては、本市では令和2年度のみ発行対象額が生じたことなどによるものであります。

○白濱委員

次に、総務費の不用額についてお尋ねしてまいります。

令和5年度の歳出で総務費の不用額についてですが、総務費の歳出としては、ここ数年間の中では不用額が7億1,006万1,869円と目立っているのです、その事由をお聞きしたいと思います。

ちなみに、令和4年度の不用額は2億24万80円、令和3年度は14億2,198万1,116円でありました。

○(財政) 財政課長

令和5年度決算における総務費の不用額が7億1,006万1,869円となった主な事由としましては、ふるさと納税制度による寄附金が予算で見込んでいたよりも集まらなかったことにより、ふるさと納税関係経費で1億5,124万8,422円、小樽市ふるさと応援基金積立金で3億3,583万7,662円の不用額が生じたためであります。

○白濱委員

主な理由が分かりました。計画どおりいけば、そんなによいことはないわけでありまして、ふるさと納税の人气が上昇することを願います。

○竜王戦小樽対局実行委員会補助金について

次に、竜王戦小樽対局実行委員会補助金について伺ってまいります。

令和5年度の主要事業の中で、重点取組の一つとして取り組まれた竜王戦小樽対局実行委員会補助金の300万円についてなのですが、お聞きしてまいります。

まずは、この事業についての趣旨についてお知らせ願えますでしょうか。

○(産業港湾) 観光振興室吉川主幹

この事業の趣旨についてでございますが、令和5年11月に開催されました第36期竜王戦第4局小樽対局を契機といたしまして、全国に向け、小樽市の魅力を情報発信することで、観光客の誘客及び周遊、滞在を促進し、もって地域の経済活性化を図ることとしております。

○白濱委員

事業内容についてお聞きしてまいりたいと思います。事業内容の中では、otaruスイーツ竜王戦おやつコン

テストの概要と詳細ということがありましたが、こちらについてお知らせ願いますでしょうか。

○(産業港湾) 観光振興室吉川主幹

o t a r uスイーツ竜王戦おやつコンテストの概要と詳細について御説明いたします。

このイベントは、市内及び後志地区の菓子店の振興などを目的に、対局の際に棋士に提供されるおやつをコンテスト形式で選定するものです。洋菓子部門と和菓子部門で計47作品の応募があり、10月3日から20日まで一般投票が行われました。総投票数は1万2,598票に上り、そのうち9,900票はインターネットからの投票でした。

その後、一般投票上位作品を実食審査し、選出された6作品が竜王戦小樽対局において提供されたおやつメニューに掲載されました。そのうち3作品が対局当日、棋士に選ばれております。

○白濱委員

続いて、この竜王戦小樽対局を記念したおたる将棋まつりにつきまして、概要と詳細についてもお知らせ願えますでしょうか。

○(産業港湾) 観光振興室吉川主幹

竜王戦小樽対局記念おたる将棋まつりの概要と詳細につきましては、将棋を通じた市内外の小・中学生の交流などを目的に、小樽市長杯小中学生将棋大会やプロ棋士による指導対局などの将棋関連イベントを令和5年11月4日に小樽経済センタービルで開催いたしました。

大会には69名の小・中学生が参加したほか、保護者や地域の将棋ファンなども約250名が来場し、将棋を通じて地域の交流が活発に行われました。

○白濱委員

補助金で賄い切れたか心配でしたが、対局後の経済効果は相当あったようなので、とてもよい取組であったと思っております。

今後、再度の対局が本市で実現するならば、この実行委員会の事業により、大いに経済効果が期待できるのと同時に、藤井聡太さんに花束を贈呈された子供をはじめまして、将棋を通して子供たちの健全な育成につながるものと思っておりますので、本当によい取組だと思えました。

◎住民票の写し・印鑑登録証明書のコンビニ交付サービスについて

続きまして、令和5年度の事務執行状況説明書の中から質問させていただきます。

住民票の写しと印鑑登録証明書のコンビニ交付サービスについてお伺いいたします。

こちらの事業については、令和5年3月1日からコンビニの交付の運用が開始されました。

まず、お伺いいたしますが、本市におけるコンビニ交付サービスの取扱いができる店舗の条件と把握されている取扱店舗数をお示してください。

○(生活環境) 戸籍住民課長

取扱いができる店舗の条件は、マイナンバーカードを利用した証明書交付が可能なキオスク端末機能を搭載したマルチコピー機を設置しているコンビニやスーパーであり、市内の取扱店舗数は62件です。

○白濱委員

次に、本サービスの市民にとってのメリットについてお知らせ願いますでしょうか。

○(生活環境) 戸籍住民課長

休日や閉庁時間にも交付が可能であること、また、市役所に来ないで済みますので、申請書の記入が省略できる、待ち時間の短縮といったことがあります。

○白濱委員

次に、証明交付事務等から令和5年度における住民票の写しのコンビニ交付執行状況をお知らせください。

○(生活環境) 戸籍住民課長

公用請求などの無料分を除いた交付件数でお答えしますと、令和5年度は本庁舎、サービスセンターでの交付は3万5,754件、コンビニ交付は4,909件であり、コンビニ交付の割合はおよそ12.1%です。

○白濱委員

それでは、印鑑事務から、令和5年度における印鑑登録証明書のコンビニ交付執行状況もお知らせ願えますでしょうか。

○(生活環境) 戸籍住民課長

こちらも無料分を除いた交付件数でお答えしますと、令和5年度は、本庁舎、サービスセンターでの交付は1万9,702件、コンビニ交付は3,296件であり、コンビニ交付の割合はおよそ14.3%です。

○白濱委員

12.1%と14.3%が令和5年度ということで、よく分かりました。

それでは、令和5年度の執行状況から検証しまして、この住民票の写しと印鑑登録証明書のコンビニ交付が、窓口事務にもたらす効果についてお示してください。

○(生活環境) 戸籍住民課長

住民票の写し、印鑑登録証明書ともに窓口交付が減少しておりますので、窓口の混雑緩和につながったと考えております。

○白濱委員

その普及や事務負担の軽減を目的といたしまして、庁舎内へマルチコピー機を導入する自治体もありますので、住民票の写し、印鑑登録証明書の交付サービスにつきましては、今後も注力してまいりたいと思います。

○中村(岩雄) 委員

◎移住促進事業について

それでは、令和5年度事務執行状況説明書から何点か伺います。

まずは、移住促進事業についてです。

ホームページによる情報発信とありますが、小樽移住情報サイトがあるとのことですが、こういった情報が掲載されているのか、説明をお願いします。

○(総合政策) 企画政策室丸田主幹

小樽市が提供する移住情報専用サイト「笑になるおたる」ですが、小樽市の魅力や移住のメリットを紹介し、移住希望者に対して生活情報やサポートを提供しております。

求人情報、住宅情報、子育て情報、移住経験談、補助金サポート情報、Q&Aなどを掲載しております。

○中村(岩雄) 委員

移住者同士のミーティングとあります。移住者が孤立してしまうという話も聞こえてくるころなのですが、移住者同士のつながりをつくるのも重要な取組であろうと思います。

こうしたコミュニティづくりについて、今後も必要と考えますが、市の見解を伺います。

○(総合政策) 企画政策室丸田主幹

移住者ミーティングですが、移住者同士の交流、コミュニティづくりのきっかけとして、令和5年度は1回、実施しております。移住者の生の声を聞く機会でもあり、市にとっても必要な取組であると考えております。

今、委員から孤立というお話もありました。今年度はちょうど先週土曜日に開催したところですが、参加者からも同様の御提案、コミュニティづくり、孤立するといった、まさに今のお話をいただいているところです。

移住者同士の横のつながりをつくる取組につきましては、今後も必要であると思いますので、検討してまいりた

いと考えております。

○中村(岩雄)委員

FMラジオにより、札幌圏をターゲットに小樽市の情報を発信とあります。この内容をお聞かせください。また、その効果をどのように捉えているかも併せてお答えください。

○(総合政策)企画政策室丸田主幹

FMラジオの情報発信ですが、本市ではFMノースウェーブと連携協定を締結しております。この目的といたしましては、本市の魅力発信により、関係人口の拡大や創出を行い、将来の移住・定住につなげるとともに、小樽市内での経済活性化などによる地域の活性化を目的としております。

小樽市特命係長のDJカツノリ氏により、小樽市の魅力を毎週紹介するコーナーを設けるほか、小樽市内からの公開生放送、イベントの紹介なども行っているところです。

この効果につきましては、効果そのものを定量的に数値化できるというものはございませんが、FMノースウェーブのリスナー層が比較的若く、本市の訴求対象とマッチしていること。具体的に申し上げますと、人口動態におけます社会減が大きい20歳から34歳までの若年層及び本市への移住促進を進めております35歳から45歳程度までの子育て世代、こうしたメインターゲットとリスナー層がマッチしている。番組にお寄せいただいているメッセージ、お店を紹介すると集客につながるといったことがありますので、小樽の魅力発信として効果を実感しているところでもあります。

○中村(岩雄)委員

さらにその効果を高めるような努力を引き続きよろしく願いいたします。

小樽商工会議所に設置しております移住相談窓口、おたる移住・起業「ひと旗」サポートセンターの設置の経緯をお聞かせください。

○(総合政策)企画政策室丸田主幹

おたる移住・起業「ひと旗」サポートセンターの設置の経緯です。

小樽市への移住希望者や小樽市内での創業、起業を目指す希望者のワンストップ窓口として、おたる移住・起業「ひと旗」サポートセンターを令和5年2月に、小樽商工会議所との連携により開設しております。

このおたる移住・起業「ひと旗」サポートセンターでは、移住希望者の相談、移住に伴う就職先の紹介・あっせん、小樽市での暮らしに必要な住まいや地域の情報、コミュニティ形成などのほか、起業の心得、融資、事業計画づくりのサポート、事業継承など、あらゆる相談に対応しております。

オンラインでの相談も可能とするなど、本市だけでは対応が難しかった移住希望者のニーズにきめ細かく対応するということを目的として設置しております。

○中村(岩雄)委員

移住に関する相談件数は135件とあります。過去3年間の推移をお知らせください。

○(総合政策)企画政策室丸田主幹

相談件数の推移でございます。令和3年度は68件、令和4年度は102件、令和5年度は135件となっております。

○中村(岩雄)委員

相談件数は増加傾向です。これをどのように分析されておりますか、お聞かせください。

○(総合政策)企画政策室丸田主幹

コロナ禍が明けまして、移住などの動きが活発化してきていること、移住支援金制度が定着してきていることのほか、おたる移住・起業「ひと旗」サポートセンターの開設、ワンストップ窓口があることで、相談がしやすくなったことも一つの要因としてあるのではないかと考えております。

○中村(岩雄)委員

昨年12月に公表されました国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口では、本市の推計人口は30年間で人口が半減すると、2050年には5万5,000人になるという大変厳しい推計結果となっております。

また、今年4月に、民間組織であります人口戦略会議が公表したレポートによりますと、子供を産む中心の年代となる20歳から39歳の女性が2020年から2050年の30年間で半数以下となる自治体を消滅可能性自治体と定義しておりますが、道内179の自治体中、本市を含めた117の自治体、65%の自治体が消滅可能性自治体とされました。

このように厳しい状況の中で人口対策は大きな課題であると考えますので、どうか引き続き、移住促進対策も含めた人口対策にしっかりと取り組んでもらいたいと思います。

◎国際交流について

ダニーデン市との姉妹都市交流について伺います。

令和5年度はダニーデン市との交流は、8月にデジタルオンライン交流を実施されておりますが、その実施内容、成果、参加した生徒たちの感想などがあればお聞かせください。

○(総務)山田主幹

令和5年度のデジタルオンライン交流につきましては、8月23日にダニーデン市のオタゴ女子高校の14歳から15歳の生徒20名と、市内の善園中学校、桜町中学校、望洋台中学校、朝里中学校の4校の生徒の合計14名が参加して、Zoomを利用したオンライン交流を約1時間実施いたしました。

外国人指導助手、ALTなどのサポートの下、参加した生徒たちは英語と日本語を相互に使って、自己紹介や自分たちのまちや学校の紹介などを行いました。

成果といたしましては、オンライン交流を通じて、本市とダニーデン市の同年代の青少年の相互理解と交流推進が図られたものと考えております。

参加した生徒たちからは、英語を話せるよい機会になった、お互いの国の言葉で話せて楽しかった、ニュージーランドのことを知れてよかったなどの感想が聞かれております。

○中村(岩雄)委員

次に、昨年10月にソウル特別市江西区へ姉妹都市提携10周年記念江西区訪問小樽市使節団を派遣しておりますが、実施の内容、参加者の内訳、訪問された成果などをお聞かせください。

○(総務)山田主幹

姉妹都市提携10周年記念江西区訪問小樽市使節団のソウル特別市江西区への派遣につきましては、令和5年10月26日から29日の4日間の日程で実施いたしました。

両都市は2020年に姉妹都市提携10周年を迎え、本事業の実施を予定しておりましたが、コロナ禍により延期となり、令和5年度の実施となりました。

参加者の内訳は、市長、議長、小樽商工会議所会頭、小樽日韓友好親善協会会長をはじめ、会員など総勢48名でした。

成果といたしましては、本市から江西区への使節団の派遣は2017年以来6年ぶりでしたが、江西区庁への表敬訪問では温かい歓迎をいただくとともに、コロナ禍後の姉妹都市交流の再開と推進について意見交換を行うなど、相互理解と交流推進が図られたものと考えております。

○中村(岩雄)委員

次に、在住外国人関係事業として日本語教室を開催されておりますが、この実施の目的、教室の実施状況、どのような方が参加されているのか、また、どのような成果があったと考えるのか、お聞かせください。

○(総務)山田主幹

日本語教室は、市内に在住する外国人住民が周辺住民との意思疎通を図り、安心して快適に暮らせるよう支援す

ることを目的に実施しております。

令和5年度の実施状況は、日程は、前期は4月から7月まで計16回、後期は9月から12月まで計16回、毎週水曜日の午前10時から11時30分まで、会場は小樽市生涯学習プラザで実施いたしました。

講師は、ボランティア団体小樽日本語サポートクラブに依頼し、受講は無料、少人数のグループ制で、テキストは各自で購入していただいております。

参加者は、パキスタン、中国、オーストラリアなど、前期が8か国13名、後期が9の国と地域から24名の参加がありました。

成果といたしましては、外国人住民が生活に必要な日本語を学ぶことにより、地域の方々との円滑なコミュニケーションの一助となっていると考えております。また、毎週教室で顔を合わせるにより、参加する外国人同士の交流の場にもなっていると考えております。

○中村(岩雄)委員

次に、在住外国人日本文化体験会を開催されておりますけれども、実施の目的、具体的な実施状況、それから参加者の内訳、どのような成果があったと考えるのかをお聞かせください。

○(総務)山田主幹

在住外国人日本文化体験会は、市内に在住する外国人住民が日本文化を体験することにより、日本に対する理解を深めていただくことを目的に、小樽市と小樽市文化団体協議会の主催で実施しております。

令和5年度の実施状況につきましては、7月1日に茶道、華道、三味線の3種目の体験を、小樽市生涯学習プラザにおいて、参加料を無料で実施いたしました。

令和5年度に参加した外国人住民の内訳は、インドネシア、カンボジア、パキスタン、アメリカ、ロシアなど12の国と地域から19名の参加がありました。また、当日はボランティア通訳5名に御協力いただきました。

成果といたしましては、本事業を通じて、外国人住民に日本の伝統文化に触れていただくことにより、日本文化に興味を持ち、日本に対する理解を深めていただくよい機会になっていると考えております。

○中村(岩雄)委員

次に、小樽市国際交流ボランティア登録制度について伺っていきます。

概要と登録数、具体的な活動について、それからどのような成果があったと考えておりますか、お聞かせください。

○(総務)山田主幹

小樽市国際交流ボランティア登録制度は、積極的な市民参加を得て、友好親善を図るとともに、市民の国際感覚や国際理解を醸成することを目的に、通訳・翻訳登録とホームステイ登録がございます。

通訳・翻訳登録の活動につきましては、主に来樽する外国人とのコミュニケーションのお手伝いを行うもので、令和5年度末で84人の登録がありました。

また、ホームステイ登録の活動につきましては、姉妹都市からの青少年などが本市に滞在する際などに、ホームステイを受け入れていただくもので、令和5年度末で54名の登録がありました。

令和5年度の活動といたしましては、通訳・翻訳登録のボランティアにつきましては、クルーズ船の小樽港寄港に合わせて設置する観光案内デスクなどのボランティア通訳として、合計13件を実施いたしました。

ホームステイ登録のボランティアにつきましては、活動実績はありませんでした。

成果といたしましては、ボランティア通訳が外国語による観光案内などにおいて、外国人乗船客との交流を行うことにより、国際交流や国際理解の推進が図られたものと考えております。

○中村(岩雄)委員

国際交流ボランティア登録、ホームステイを含めまして、またさらなる国際交流、国際理解の推進に向けて頑張

っていただきたいと思います。

◎日本遺産について

次に、日本遺産候補地域の令和5年度の取組についてお伺いいたします。

本市の「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」は、令和3年度に日本遺産の候補地域の認定を受け、昨年度で3年間の候補地期間を終えました。そして、いよいよ今年度、文化庁の審査により、本認定が決定するものと認識しております。

そこでまず、令和5年度の日産遺産推進協議会補助金において、日本遺産の候補地域、「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」に関する取組としてどのようなことを実施されたのか、お示してください。

○(産業港湾) 観光振興室津田主幹

令和5年度の日産遺産推進協議会補助金で実施した取組につきましては、小樽市日本遺産推進協議会に補助金を支出いたしまして、PR動画の制作や小樽運河保存運動の資料のデジタルアーカイブ化をはじめ、イベント出店によるPRやポータルサイトでの発信、パンフレットの増刷など、地域活性化準備計画に基づいて情報発信の取組を中心に実施したところでございます。

○中村(岩雄)委員

本市の補助金によりまして、小樽市日本遺産推進協議会が中心となって地域活性化準備計画に基づいた様々な情報発信を進められていることを今、確認させていただきました。

この地域活性化準備計画に基づいて、市の予算以外にも国の支援制度を活用するなどして、地域一体となって取り組まれてきたことと認識しておりますけれども、令和5年度に、国の支援制度を活用して地域活性化準備計画に基づいてどのような取組を行ったのか、分かる範囲で結構なので、地域の取組をお示してください。

○(産業港湾) 観光振興室津田主幹

国の支援制度を活用して地域活性化準備計画に基づいて実施した取組につきましては、小樽市日本遺産推進協議会が中心となって取組を進めております。

まず、文化庁の補助金を活用した取組といたしまして、文化庁の文化芸術振興費補助金を活用いたしまして、人材育成、調査・研究、普及・啓発の取組を実施しております。主なものといたしましては、人材育成では日本遺産プロデューサーの育成や高校生による日本遺産の周遊コンテンツの開発、調査・研究では市民アンケートの実施、普及・啓発では子供向けのかかるたの制作などを実施したところでございます。

また、観光庁の事業を活用いたしまして、「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」の魅力を外国人に伝えるための英語解説文の作成を実施したところでございます。

○中村(岩雄)委員

国の制度を活用しながら、日本遺産を生かした様々な地域活性化の取組が行われているのだなというのが分かります。

特に注目してお聞きしたいのが英語解説文についてであります。観光庁の事業により作成した英語解説文については、全国的に優れた解説文に選定されたという新聞報道も拝見いたしましたけれども、この解説文の作成事業と選定結果の内容について詳しく御説明をお願いします。

○(産業港湾) 観光振興室津田主幹

英語解説文の作成につきましては、令和5年度に観光庁の地域観光資源の多言語解説整備支援事業を活用いたしまして、「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」のストーリーと構成文化財の英語解説文の作成を行ったものです。

この事業は既にある日本語解説文を単に翻訳するというのではなく、観光庁が派遣するネイティブライターが、実際に現地取材を行って一から文章を書き起こすというのが大きな特徴となっております。それにより、訪れる外

国人観光客にとって魅力的な文章をつくるといった事業になってございます。

選定結果につきましては、本事業で作成した本市のストーリーの英語解説文が観光庁の分かりやすい多言語解説整備推進委員の審査によりまして、同事業で作成された全国31地域730の解説文の中から優れた解説文として、全国3件のうちの1件に選定されたものでございます。

○中村(岩雄)委員

全国で3件の優れた解説文の一つに選定されたということです。大変すばらしい取組であると感じます。

インバウンドが増加する中、小樽市の魅力を海外に伝えていく上で、外国語で発信を行うことは極めて重要なことと考えますが、この作成されました英語解説文はどのように活用されているのか、実績をお知らせください。

○(産業港湾)観光振興室津田主幹

作成された英語解説文の活用実績といたしましては、旧運河プラザの前庭やクルーズターミナルにストーリーの解説板を設置いたしましたほか、ポータルサイトの小樽文化遺産ポータルにおいてストーリーの発信を行っているところでございます。

○中村(岩雄)委員

解説板とポータルサイトにおいてストーリーの発信を行っているとのことですが、作成された構成文化財の英語解説文については発信されていないのかもお知らせください。

○(産業港湾)観光振興室津田主幹

作成いたしました構成文化財の英語解説文の発信につきましては、今年度予算の日本遺産推進協議会補助金により、小樽文化遺産ポータルに構成文化財の英語解説ページを製作中で、年度内に掲載予定となっております。

○中村(岩雄)委員

今年度中に構成文化財の情報もホームページ上で英語で発信されるとのことですが、インバウンドへの訴求に期待したいと思います。

これで日本遺産候補地域の魅力が英語圏の観光客に対して充実した発信が行われることと思いますが、一方で、本市を訪れるインバウンドは東アジア圏の観光客が多いと認識しておりますけれども、他の言語について作成されていないのかもお知らせください。

○(産業港湾)観光振興室津田主幹

英語以外の多言語の解説文の作成につきましては、現時点では英語解説までとなっておりますけれども、今年度も同様の観光庁事業に応募を行っておりまして、既に採択を受けております。これを活用いたしまして、今年度は中国語と韓国語の解説文の作成を現在、進めているところでございます。

○中村(岩雄)委員

採択も受けて、中国語と韓国語も今年度に作成されるということなのですが、東アジア圏も含め、インバウンドへの情報発信がしっかりと行われていくことを期待します。

では、情報発信に関して、さらに質問します。

国内外の皆さんに、「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」をより多くの人に知ってもらうために、情報発信は大切で、特にインターネットを活用した情報発信はとても重要と考えます。昨年の決算特別委員会のときにも確認させていただきましたが、ポータルサイトの小樽文化遺産ポータルは、令和5年末時点でどの程度が閲覧されているのか、お聞かせください。

○(産業港湾)観光振興室津田主幹

小樽文化遺産ポータルの閲覧数につきましては、令和5年度末時点で累計約102万回の閲覧を数えておりまして、この数字は、文化庁に提出した地域活性化準備計画の当初の目標である令和5年度末までに7万回という目標を大きく上回っている状況にございます。

○中村(岩雄)委員

昨年に引き続き、非常に多くの方々に見ていただけているということです。このことから、市民の皆さんの日本遺産認定への関心が高いことが伺えると思います。日本遺産の活用に当たっては、小樽市や小樽市日本遺産推進協議会の取組だけではなく、このように地域の皆さんが主体的に関心を持っていただいて関わっていくことが大変重要だと考えておりますので、日本遺産に関する情報を多くの方が求めているということも大変すばらしいことであると感じました。

これらの活動が評価されて本認定につながることを強く願っておりますけれども、文化庁は審査時点における日本遺産の認定件数が100件程度を超える場合については、条件付の認定地域との相対評価により、上位の地域を日本遺産とするとしておりますが、認定審査は大変厳しいものであると考えています。

改めて確認させていただきますけれども、現在の日本遺産の認定件数は何件かお知らせください。

○委員長

中村岩雄委員に申し上げます。

この委員会ですけれども、令和5年度の事業及び決算に関する質問でございますので、現在あるいは未来に向けた質問というのは行えないということになりますが、もし説明員の方で御答弁いただけるようであれば、御答弁をお願いします。

○(産業港湾) 観光振興室津田主幹

現在の日本遺産の認定件数について答弁させていただきます。現時点では、認定が104件、候補地域が我々小樽市を含めまして3件となっております。

なお、現在まさに今年度の審査が進行中でございますけれども、審査の第1段階をクリアしたのが、今のところ候補地域3件のうち本市のみとなっております。

○中村(岩雄)委員

既に100件を超えているということと本市が第1段階の審査をクリアしたという状況にあることを確認させていただきました。候補地域3件のうち本市のみが第1段階を突破したということは、厳しい審査の中で、これまでの地域一体となった様々な取組が評価されたということにほかならないと思いますし、このまま本認定につながっていただきたいと期待したいと思います。

今日の答弁をお聞きしまして、改めて日本遺産の候補地域、「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」を活用した様々な取組が地域一体となって推進されているとともに、積極的な情報発信をされているということが分かりました。

今後も、どうぞ引き続き地域活性化に向けた地域一体の取組を期待いたしますとともに、これまでの取組が本認定に結びつくことを願いまして、日本遺産についての質問を終わります。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時54分

再開 午後3時19分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

○橋本委員

◎男女共同参画について

私からは、男女共同参画意識啓発事業などについて質問いたします。

昨年の第3回定例会厚生常任委員会にて、第3次小樽市男女共同参画基本計画について既に確認はしておりまして、そこも踏まえながら事務執行状況説明書から幾つか質問いたします。

初めに、令和5年度で男女共同参画意識啓発事業に関してお聞きします。

昨年にセミナーを開催しておりますが、その概要と参加者、定員数も併せてお示してください。また、令和4年のセミナーに関して同様に教えてください。

○（生活環境）男女共同参画課長

セミナーにつきまして、令和5年度は「アンコンシャスバイアスを知る、気づく、対処する～ひとりひとりがイキイキと活躍するために～」と題し、アンコンシャスバイアス、日本語では無意識の思い込みといいますが、これを知り、学ぶためのセミナーをアンコンシャスバイアス研究所から講師をお迎えし、令和5年10月12日の午後1時30分より小樽市勤労女性センターを会場に開催し、定員30人に対し参加者は12人でした。

令和4年度は、「小樽市で考えるLGBTQとその課題～当事者との対話をつうじて～」と題しまして、性的マイノリティー当事者や支援者の団体である小樽プライド委員会を講師に迎え、令和5年1月25日午後6時30分より同じく小樽市勤労女性センターを会場に開催し、こちらは定員20人に対し参加者は18人となりました。

令和4年度に関しましては、事前に定員となる20人の参加申込みがありました。当日の悪天候等により欠席者が出たことから参加者が18人となったものでございます。

○橋本委員

テーマによっては、参加者が左右する部分もあるのかとは思いますが。

男女共同参画意識啓発事業は、今お話しいただいたように、年に1回セミナーを開催するという形で行われておりますが、昨年度、新型コロナウイルス感染症が5類になって初めての開催でした。

受講者人数は定員に満たなかったわけなのですが、令和5年度に関しては受講者数が定員に満たなかったことや、ほかにも何か課題があるということがあればお聞かせいただけますでしょうか。

○（生活環境）男女共同参画課長

令和5年度のセミナーにつきましては、平日昼間の開催であり、近年は就労されている方が以前と比べ多くなっていることなどからも参加者が伸び悩んだ要因の一つと考えております。

また、参加者などからの御意見としまして、このセミナーは講義形式だけではなくグループでの意見交換等を行うワークショップ方式であるため、こういった形式が苦手であるといった声や、小樽市勤労女性センターの4階で行ったため、センターにはエレベーターもなく4階まで上がるのが大変であるといったような声も聞かれました。こういった要因を解消していくことが課題と考えております。

○橋本委員

実は私も昨年度のセミナーに参加させていただきました。内容はとても勉強になったと思いましたが、それだけに参加者がもっといてくれたらというところがすごく残念に感じたわけです。

時間の設定は、前年度は午後6時半からとなっているのですが、昼間になった理由というのは何かありますでしょうか。

○（生活環境）男女共同参画課長

男女共同参画セミナーについては、基本的にここ数年間は平日昼間に開催しておりまして、令和4年度の夜間の開催というのが若干イレギュラーな開催でありました。ただ、そちらの時間帯のほうが参加者が多く来ていただけ

たということですので、こういったことも今後、課題として考えていかなければとは考えております。

○橋本委員

最近はお仕事されている方も非常に多いということで、昼間の開催はなかなか参加する方が難しい、平日だとなおさらだったのだというのが確認できました。

まだコロナ禍ムードがある中で、まずは開催したというところが一つ前進かとは思いましたが、このアンコンシヤスバイアス自体が若干、分かりづらいテーマだったのかなとも思いました。私はチラシも見ましたが、アンコンシヤスバイアスの説明が、少し分かりづらかったという印象もありました。

次に、昨年、厚生常任委員会で情報誌ばるねっとに関して発行のスケジュールや紙面のデザインなどについても質問しております。昨年度は発行できなかったようなのですけれども、令和5年度に発行することができなかった要因はどのようなものがあるのでしょうか。

○(生活環境)男女共同参画課長

情報誌ばるねっとにつきましては、市民の公募の編集委員とともに編集を行い、発行を行う情報誌となっておりますが、新型コロナウイルス感染症のため、令和2年度から4年度にかけて発行ができなかったため、令和5年度については過去の編集委員経験者などノウハウを持った方に委員就任をお願いしましたが、事情により承諾を得られなかったことなどから発行が困難になったものと考えております。

○橋本委員

昨年の御答弁にもあったのですが、ばるねっとは、予定では5,000部作成し、ほぼ配布しているということで、まだ必要なツールなのかとは認識していたのです。

ばるねっとの市民と市の職員が一緒に企画・編集を行うというところが特徴の一つだなとも思います。しかし、今後も市民に編集を公募するというのが若干、難しくなっているのか、これは昼間のセミナーに出づらいつつと少しリンクしているのかとも思いました。

次に、推進事業に関してお聞きします。

小樽市男女共同参画月間が設置されていますが、これら令和4年度、5年度の概要と講演会の内容、参加人数をお示してください。

○(生活環境)男女共同参画課長

小樽市男女共同参画月間につきまして、令和5年度は令和5年11月9日から30日まで、関連事業としてパネル展の開催、それから小樽市男女共同参画推進講演会として、「LGBTQをめぐる法律問題～パートナーシップ制度と結婚は何が違うの?!～」と題し、令和5年11月18日に小樽市生涯学習プラザを会場に開催いたしまして、参加人数は定員60名に対し48名の参加をいただいたものです。

令和4年度の小樽市男女共同参画月間は、令和4年11月11日から12月1日までの設定をし、こちらも同様に関連事業としてパネル展の開催、小樽市男女共同参画推進講演会として、令和4年度は「小樽にUターン。そして働く。一子育て、セカンドキャリア…ロールモデルは?～」と題しまして、令和4年11月27日に、いなきたコミュニティセンターを会場に開催しております。参加者数は、定員69名に対して39名の参加をいただいたものです。

○橋本委員

推進事業では、パネル展と小樽市男女共同参画推進協議会との共催で講演会を開催していると理解していますが、令和4年度と5年度に限ってですけれども、講演会の受講者数が意識啓発事業のセミナーよりも倍近く多いというのが確認できます。

セミナーの参加者が多い理由、要因は何と思われますでしょうか。

○(生活環境)男女共同参画課長

令和4年度と5年度におきまして、講演会の受講者数のほうがセミナーよりも多い理由として考えられる要因とし

ましては、講演会については土曜日や日曜日に開催しており、セミナーについては、先ほども申しましたとおり、平日の開催であったこと。また、講演会はセミナーに比べ定員も多く設定し、大きな会場で開催していることなどが要因と考えております。

○橋本委員

定員を大きく設定すると参加が増えるというのは少し分らなかったのですが、定員を大きく設定すると、いろいろなところにたくさんチラシをまいたり、広報がしやすくなるということなのかと少し思ったのです。

今回この推進事業に関しては、小樽市男女共同参画推進協議会との共催というところも人数が増える大きな要因になるのではないかと思います、その辺はいかがでしょうか。

○(生活環境)男女共同参画課長

確かに、こちらの講演会については、小樽市男女共同参画推進協議会との共催となっておりまして、推進協議会の役員や会員を通じた周知なども行えることから、セミナーに比べ、参加人数が大きくなったというような要因も考えられるものと思います。

○橋本委員

このように、いろいろなところとの共催というのが意識啓発事業でもできるのであれば、もしかしたらもっと参加数が増えるのかと思いました。

次に、令和4年度と5年度のパネル展の内容に関して御説明ください。

○(生活環境)男女共同参画課長

パネル展につきまして、令和5年度につきましてはテーマを「第3次小樽市男女共同参画基本計画について」と題しまして、基本計画についてパネルで展示を行いました。期間といたしましては、11月9日から15日がウイングベイ小樽の5番街2階、11月16日から22日に小樽市役所別館1階の渡り廊下、11月24日から30日に長崎屋小樽店1階公共プラザを会場に開催したものです。

令和4年度のパネル展につきましては、「男女共同参画に関する市民意識調査結果報告」としまして、市民意識調査の結果についてパネルの展示でお知らせしたものです。開催期間につきましては、11月11日から17日にウイングベイ小樽1番街2階、11月18日から24日に小樽市役所別館1階渡り廊下、11月25日から12月1日に長崎屋小樽店1階公共プラザを会場に開催したものでございます。

○橋本委員

パネル展はコロナ禍の間も継続して実施されておりました。3週間3会場で行われている。パネル展を見た方の人数というのは把握しづらいというのは理解できるのですが、私も昨年度のパネル展の市役所での展示は見させていただきました。

このパネル展では、アンケートなどを取っているようなのですが、令和5年度分で構いませんので、主な感想と回収枚数が分かれば会場ごとにお示しいただけますでしょうか。

○(生活環境)男女共同参画課長

令和5年度のパネル展において、アンケートの回収数についてですが、ウイングベイ小樽会場では回収数が7枚。主な感想としては、女性の管理職を増やしてほしいという感想や管理職について初めから女性枠を設けるのは反対といった感想がございました。

小樽市役所会場につきましては、回収数が1枚。感想として、男女共同参画の現状が少し分かった、少しずつでも平等に参画できる世の中になればいいと思うといった感想がございました。

最後、長崎屋小樽店会場では回収数が14枚。感想として、男女共同参画の仕組みが分かった、参考になったという感想や、もっと分かりやすくしてほしい、社会に出ていきたい女性ばかりではない、家事や育児が好きな女性が多いことにも気づいてほしいといった感想があったものです。

○橋本委員

昨年は、全部で22枚のアンケート回収ができたということです。様々な意見があつて大変参考になる部分もあるのかとは思いました。

これまで毎回アンケートを実施しているわけですが、アンケートの意見が取り入れられた事例などがあればお聞かせいただけますでしょうか。

○(生活環境) 男女共同参画課長

パネル展におきまして、毎回アンケートは行ってきております。ここ5年間のアンケートについては、その時々展示内容に関する感想が多く、今後に取り上げてほしいテーマなどパネル展に関する具体的な要望等は見られなかったことから、パネル展に関してアンケートの意見を取り入れたという事例は、ここ5年間ではございません。

○橋本委員

パネル展に対しての意見というよりは、そもそも男女共同参画のあらゆる事業に対して何か取り入れたようなものがあるかという確認ではあったのですが、大体そのような展示に対しての感想というのがきつと多かったのかと確認いたしました。

アンケートの記入というのは、感想などを詳しく聞くにはすごく有効だと思います。ただ、様々なニーズを把握するには、もっと多くの意見が集まるといいのかと思いました。22枚というのが多いのか少ないのか、3会場で3週間やるわけですから、もう少しあってもいいのかという印象です。

多くの意見を集めるやり方というのは、まず、双方向のやり取りができればいいのかと思うのと、パネル展自体も見せるだけ、読ませるだけという方法では、もう駄目なのではないかとも思います。事務執行状況説明書にもありますが、男女共同参画基本計画は8部局にわたり、多くの事業を取りまとめたものですので、例えば、各部局の事業に対して興味のあるものに直接シールを貼ってもらうとか、そのような簡素化、可視化、参加型みたいな感じの方法、あと、グーグルフォームを使用したアンケートなど、いろいろな意味でハードルを下げていく方法もアイデアとしてはあるのではないかと思うので、これから引き続き毎年やられるのであれば、そういったことも期待したいと思います。

高校生向けのデートDV防止リーフレットというのも毎年、配布されております。このリーフレットとは、どのようなものでしょうか。

政府では、若年層の性暴力被害予防月間というのを、入学、就職等の若年層の生活環境が大きく変わり被害リスクが上がる4月に設定していますが、このリーフレットの配布の時期というのはいつになるのでしょうか。

○(生活環境) 男女共同参画課長

デートDV防止リーフレットにつきましては、若い世代に対するドメスティックバイオレンス、DVの正しい知識普及啓発を目的として、小樽人権擁護委員協議会と共同で制作しているものでございます。内容については、デートDVに関する説明や、デートDVに関するチェックシート、相談窓口の一覧などを掲載しております。

配布につきましては、市内の高校7校の1年生全員に対し、夏季休業に入る前の7月上旬から中旬にかけて各学校を訪問し、生徒への配布を依頼しております。

○橋本委員

夏季休業前に1年生にだけ直接リーフレットを持って行かれていたということが確認できました。

高校生のデートDVの被害というのもニュースなどでもいろいろ取り沙汰されることがありますけれども、今は、ほかにも様々な問題にされている部分もあるので、ほかのテーマも何か考えていただけたらという感想を思いました。

最後なのですけれども、女性相談室についてお聞きいたします。

令和元年度から令和5年度までの各女性相談室への相談件数と5年間分をまとめた数で構いませんので、年代別

の相談件数をお示しいただけますでしょうか。

○(生活環境)男女共同参画課長

女性相談室への相談件数につきましては、令和5年度が116件、令和4年度が75件、令和3年度が96件、令和2年度が126件、令和元年度が109件となっております。

年代別、年代ごとの相談件数の数字につきましては5年間の集計で18歳未満がゼロ件、18歳、19歳が2件、20歳代が35件、30歳代が101件、40歳代が133件、50歳代が141件、60歳代が42件、70歳以上が34件、年齢が不明なものが34件となっております。

○橋本委員

ここ5年間で令和4年度の75件が一番少ない件数ですが、おおむね100件を超える相談は受けているというのが分かりました。特に、30歳代から50歳代の相談が多いというのも分かりました。

ホームページには電話、来所の案内というのがあって、おおむねその二つを使った相談が多いようなのですが、ここ5年の相談の方法が、電話が3分の2、来所が3分の1というのが分かります。

ただ、令和4年度、5年度にメールでの相談というの、合わせて3件ありました。18歳から20歳代、また60歳代以上の方の相談が少ないということの要因として考えられることがあればお示してください。

また、ホームページには明記されていませんが、メールでの相談というものも受け付けているものなのでしょうか。

○(生活環境)男女共同参画課長

相談につきまして、18歳から20歳代、また60歳代以上の相談数が少ないことに関しまして、推測される要因としましては、寄せられる相談の内容はDVを含む夫婦関係に関するものが多くなっていることから、結婚や子育てに関わる世代が多く、それ以外の年代については相談が少ないのではないかと考えているところでございます。

メールでの相談受付につきましては、市の女性相談室では時間外や閉庁日のメールの確認が難しいことから、メール相談への対応は行っているものの、積極的にお知らせはしていません。

しかしながら、DVの相談につきましては、国が24時間受付のメール相談を行っているほか、夜10時までチャットによる相談も受け付けているため、市のDVに関するページの中で、これらの相談窓口へのリンクを貼って紹介しているところでございます。

○橋本委員

今おっしゃっていただいたように、平日夕方までというところがやはり、市の窓口の弱いところなのかと思いますが、国での様々な取組などもあるので、まずはそこをしっかりと周知できればと思います。例えば、市のメールの受付も緊急性が低いとか、返答に猶予をもらえるような場合は有効なのかと思いますので、その辺の周知というものであればいいのかなとも思います。

昨年度は、18歳から19歳の相談者が1名おりました。若年層の相談に関しては、以前、ヤングケアラーの質問をしたときにお話ししたのですが、10歳代の方にとって相談を市にするというのは勇気が要ることでありまして、そもそも市に相談しようという発想にもなかなか至らないのではないかともお話ししたことがありました。また、高齢者の市へのアクセスのしづらさというのが少し数字に出ているのかというのを感じました。

小樽市には、ほかにも相談窓口はたくさんいろいろありますし、もちろん女性相談室だけの数字では測れませんが、相談できない人がまだいるのだという前提で事業を進めていかなければ、数字が少なければよしというわけではないのかと思います。

引き続き、こちらの女性相談室もしっかり取り組んでいただくことをお願いしまして、私の質問は終わります。

○横尾委員

◎私道整備助成事業について

私道整備助成事業についてお聞きしたいと思います。

内容については、制度のこと、実績、最後は課題・分析について順番に聞いていきたいと思っています。

まず、この制度の内容なのですから、目的を確認させてください。

○(建設)庶務課長

この制度の目的でございますが、私道整備の促進、それから生活環境の向上を目的として私道の舗装工事等を行う団体に対して、工事費の一部を助成していくというものでございます。

○横尾委員

今、改めて目的をお知らせいただきましたけれども、私道を整備することによって生活環境が向上するというのはどのようなものでしょうか。

○(建設)庶務課長

実際にいろいろな例が考えられると思いますが、例えば、御自宅の前の私道など、傷みがひどい場合に対しては補修を行うことで、そこを通行する方々の安全が保たれるですとか、車が通行するときに車が破損しないようにといった様々なメリットというのがございます。

○横尾委員

それでは、要件だとか整備内容もあると思うのですけれども、道路の要件は置いておいて、まず、どのような整備の内容が対象になるのかをお聞かせください。

○(建設)庶務課長

現行制度の対象要件につきましては、道路幅員3メートル以上の私道で敷地の境界が明確であり、かつ次のいずれかに該当することが必要としているということで、まず、一つ目ですが、道路両端が公道に接続しているもの、二つ目が、道路の一端が公道に接続し、かつ他の一端が幅員3メートル以上の私道に接続しているもの、三つ目が、道路の一端が公道又は幅員3メートル以上の私道に接続し、かつ、他の一端が学校・保育所その他の公共施設に通じているものというのが要件になってございます。

あと、助成内容につきましては、舗装の新設、側溝の新設、交通安全施設の新設、維持補修工事となっております。

○横尾委員

それでは、助成の実際の内容、助成割合等についてお聞かせください。

○(建設)庶務課長

現行制度における助成割合につきましては、施工業者の見積りと市の標準設計金額のいずれか低いほうの3分の1ということで、平成15年度以降、変わりはありません。

○横尾委員

ここまでは前回も確認させていただきましたけれども、市民の生活の安全を守ったり、車の破損といったことがないように、そういった制度を整えているということで確認させていただきました。

それでは、実績についてお聞きしたいと思います。過去5年間の予算額、決算額、助成件数についてお願いします。

○(建設)庶務課長

過去5年間の助成実績につきまして、令和元年度から5年度の予算額、助成件数、決算額で説明させていただきます。

まず、予算額につきましては、令和元年度が50万円、令和2年度から令和5年度までが40万円となっております。

ます。

助成件数、助成金額につきましては、順番にいきますが、令和元年度は助成件数がゼロ件、令和2年度は助成件数が1件で、助成金額が8万9,100円、令和3年度は助成件数がゼロ件、令和4年度は助成件数が1件、助成金額が2万2,000円、令和5年度は助成件数がゼロ件となっております。

○横尾委員

ちなみに、予算を立てるときの見積りの内訳というか根拠、どのような算出内容になっているか、もし今分かればお聞かせいただけますか。

○(建設) 庶務課長

基本的に予算の立て方は、申請件数とその年によって様々であることから、読み切れるものではないかと考えています。直近の過去5年間の実績などを踏まえて予算要求をさせていただくという形になってございます。

○横尾委員

そこで、市民のニーズも前に聞かせていただきました。実際に、この事業に対する市民のニーズというものほどのように捉えていらっしゃるのかを確認させていただきます。

○(建設) 庶務課長

昨年から今年にかけての冬期間といいますのは、アスファルト道路の亀裂ですとか、穴ぼこといった道路補修を要する箇所が例年以上にあると感じております。そのため、今、市に対する要望が最も多いのは、数をカウントしているわけではございませんが、助成制度創設当初のように道路全体のアスファルト舗装による補修ではなくて、部分的に穴を埋めたいというものや、未舗装路についても穴を碎石で埋めたいといったニーズが非常に多いということで把握しております。

○横尾委員

そのようなニーズの把握をした上で、この実績についてなのですけれども、過去5年間だとそういった内容ですが、前に質問したときも平成29年度から聞いていますので、7年間で3件、18万3,100円という執行額なのです。

予算としては310万円を確保していただきましたので、5%ぐらいしか7年間で執行していないというようなものですが、この実績に対しては、どのような所見をお持ちなのか確認させていただきます。

○(建設) 庶務課長

これまで私どもも制度利用について様々な分析をしてまいりました。この制度につきましては昭和59年から実施させていただいております。ですから、この制度の存在自体というのは、細かい中身まで周知されているかどうかというのは別といたしましても、ある程度、周知されているとは感じているところでございます。

例えば、今から20年以上前の平成15年度頃の助成額は約860万円といったことで大変に多く利用されていた時代がございました。これにつきましては、やはり、創設当初、全面アスファルトによる舗装新設というのが非常に多かったと考えられまして、現在はそういった整備というのが一定程度、進んできた中で、部分的な穴埋め補修にニーズが移ってきているのではないかと考えてございます。

○横尾委員

ニーズが変わってきているから件数が少ないと考えていらっしゃるのかを確認させていただきます。

○(建設) 庶務課長

件数が下がる理由というのは、それが私どもは主なものかなとは思いますが、あと、様々な理由はあると思います。助成制度の内容につきましても、現在のニーズに合っているかどうか、助成金額のこととか、その辺はきちんと調べているものではないので明確なことはお話しできませんが、やはり、大きいところではそういった理由かと考えてございます。

○横尾委員

それでは、課題・分析に入ります。今までの5年間の実績、そして、ニーズの把握というところを確認させていただきまして、今、課題についての分析みたいなのも聞かせていただきました。

まず、この実績をもって私が思うのは、私道整備による助成制度は、確かにニーズがない、もう終わっているというのもあるかもしれないですけれども、私道整備を促進するということは進んでいないのではないかと思います。予算が使われていないということは、もしかしたら市民生活に支障が出ているのではないかと想定されてしまうかと思えます。

先ほど言った目的、生活環境を向上するという部分が、もしかしたら進んでいないのではないかと考えるのですけれども、その点についてもう一回確認させてください。

○(建設) 庶務課長

今、委員に御指摘いただきましたとおり、実際に既存の制度と申しますのは、道路の舗装を主体に助成させていただいているものでございます。今年のように穴ぼこが非常に多いとか、アスファルトの亀裂が多い、傷みがひどいといった場合については、先ほどもお話しいたしましたとおり、例えば、穴ぼこを砕石で埋めるとか、簡易的なアスファルト補修をするといった様々なことが市民の御意見や要望の中に非常に多く含まれていますが、そういった未舗装路の砕石補修というのは助成の対象になっていないのです。

ですから、私どもは、制度の見直しの中でこういったものを盛り込んでいけば、もっと使いやすい制度になることから、もう少し利用につながっていくと考えておりますので、今後、少し見直していこうかと考えてございます。

○横尾委員

あと、前に要件が合っていないのではないかとという質問をしましたが、先ほどの補修の部分もそうかもしれないですけれども、もともとの要件、幅だとか、前に例として、袋小路も対象となっているまちなちもありますという話もしました。

私は、結構、銭函地域の市民から、まだ舗装の部分ではいろいろなニーズがあって、市道に認定してもらいたいというところもあります。整備が足りないといった声をよく聞くのですけれども、そういった部分では要件に合っていないのかなど。あと、助成割合もニーズとして合っていないのではないかと。3分の1という部分ですから、3分の2は負担しなければならないという部分の負担が結構ネックになっているという話も聞いたりしています。

そこは課題と認識しているという前回のお話でしたけれども、今の実際の道路要件だとか助成の割合については、どのように考えていらっしゃいますか。

○(建設) 庶務課長

まず、制度の内容につきましては、今お話しいただきましたとおり、袋小路は今まで対象になっていなかったのですが、2年前に決算特別委員会で横尾委員から御指摘いただいた後、すぐに、袋小路の部分についても助成対象にするということで見直しをさせていただきました。

しかし、実際に件数が増えているという状況はございませんので、やはり、市民の方にとって今一番のニーズではないのかとは認識しているところでございます。

あと、今後の助成割合の見直しの検討につきましては、確かに、助成割合を増額する見直しも一つの方法ではあると思いますが、今のところ助成割合を見直すということは考えていなくて、まずは、よりニーズが高い未舗装路、砂利道といいますが、そちらの補修について先に検討させていただきたいと考えてございます。

○横尾委員

令和5年度の決算をもってそういったことを検討しているのか、今、令和6年度の途中ですので、令和6年度の決算が確定したときにはまた考えるのかと思えます。

私が前回に言っていた周知がされていないのではないかとというところは、早々に見直ししますということでした。

前は、市から町内会に一部、文書を送付して制度の周知を町内会に依頼するというものでしたが、実際に回覧板とかで周知する場合、1枚だと町内会で印刷しなければならないというのもあって、住民に周知というのがされない。実際に土地を町内会で持っているところも少ないので、そういった住民に知らせるということが大事だという話もさせていただきました。

周知の方法は、その後、この令和5年度中にこういった見直しをされていたのか、お聞かせください。

○(建設) 庶務課長

まず、現在、行っている周知方法について先に説明をさせていただきたいと思います。

まず一つは、前回2年前の委員会のときにもお話しさせていただいた、毎年、年度の初めに、私道整備助成金交付申請の手引というものを全町内会に送らせていただいています。これについて、なかなか分かりにくいのではないかと御指摘もいただきましたが、引き続きやらせていただいております。

二つ目ですが、昨年度から本市で導入しておりますAIチャットボットがございまして、これを活用させていただきまして、制度の簡単な説明と庶務課へお問合せいただくような御案内をさせていただいているところでございます。

実際に周知の仕方が行き渡っていないということで、当時の答弁では、今はかなり限られた方にしか提供できていないので、これについては早々に見直しをかけてまいりたいと考えているということでお答えさせていただきました。まずは市のホームページなどにつきましても、私どもの手ばかりで、助成制度についての掲載がなされておりましたので、まず、速やかに掲載させていただきたいということ。それから、回覧板のお話もございましたが、まず、周知用の分かりやすいパンフレットを早急に作成させていただき、それから回覧板などで周知してもらおうとか、町内会との会合などの場を捉えて制度の御紹介をさせていただくなど、より広く周知されるように、今後、努めさせていきたいと考えてございます。

○横尾委員

金額としては40万円の予算ですので、小さい部分なのですが、なぜこれを何回も質問するかというと、やはり、以前も事業評価の質問を様々させていただきましたが、そのときの答弁としていただいているのは、予算の要求に当たっては検証しているという話をされてきました。事業としての検証というのが本当にどうなっているのかというのを、令和5年度の決算で私は今回、見させていただいたのですが、今のお話だと、令和6年度の対応だとか、これからという話なのですが、私道の整備助成は、令和3年から私が質問している話なのです。

それが今、令和6年度になってようやくそこまで至っているというのは、非常に残念なのですが、これは、予算要求に対してきちんと検証はされている、その都度、質問されたこととといったものは一つずつきちんと検証しているのか、確認させてください。

○(建設) 庶務課長

大体そういった市民のニーズというのは、そのときによって結構、変わってくるものであるため、特に改めて調査しているわけではございませんので、通常、私どもは日常業務の中で様々な意見ですとか、苦情も含めて、市民の声を聞きながらニーズを把握させていただいております。

そういった中で、どれぐらいの申請が見込めるかどうかといった検証というのは当然させていただいておりますが、やはり、私どもの見立てといったものが、先ほどもお話しさせていただきましたが、市民の方々の一番のニーズではなかったという部分もあったのかと思っておりますので、できるだけ制度がより利用されるように努めてまいりたいと思います。

○横尾委員

制度の詳細の周知が行き渡っていない中で、ニーズを把握できるのかという部分があります。もちろん、先ほどの肌で感じている部分のニーズはあると思うのですが、今までの助成の対象となっている整備に対して本

当にないのかどうなのか。狭いけれども整備されていない道路というのは、私がよく行く銭函地域などでもよく見られる部分もありますし、そういったところでまだ困っている人が実はいるのではないかと。

でも、制度のことがホームページを見ても分からなければ、ネットで調べて出てこなければ、AIチャットボットですから、自分が調べないと出てこないという状況ですので、その辺はしっかりニーズとして把握していただきたいというのと、今回また予算をやろうと思うのですけれども、人件費も高騰していて工事費といった様々なものも増えている形になります。今まで50万円、40万円だったから、40万円で同じなのかという部分も加味して、しっかりとニーズを把握していただいた上で、今回の令和5年度決算を踏まえて、しっかりと内容のあるものにしていただきたいと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

共産党に移します。

○小貫委員

◎決算について

決算についてということで質問します。

代表質問で、松井議員が今回、経常一般財源というところで質問したのですけれども、その続きをしたいと思えます。

経常収支比率を見ますと、令和3年度が91.6%で、令和5年度が93.4%ということで、代表質問のときは10年前と比較して経常一般財源収入が増加したという話をしていました。

この経常収支比率との関係で、ここ3年の経常一般財源収入について示してください。

○(財政) 財政課長

直近3か年の経常一般財源収入につきましては、令和3年度が約336億6,637万5,000円、令和4年度が約323億3,030万円、令和5年度が約321億4,141万4,000円となっております。

○小貫委員

ここ3か年で見ると、若干、下がっていると。そうなってくると、令和3年度の決算は特に経常一般財源収入というのが多かった年なのですけれども、やはり、その後の令和2年度、令和4年度、令和5年度の決算を経て、改めてこの令和3年度の決算の特徴というのはどういうものだったと認識しているのか、示してください。

○(財政) 財政課長

令和3年度決算の特徴につきましては、先ほどお答えしました経常一般財源収入で見ますと、まず、普通交付税が年度途中で再算定があったことなどにより、前年度と比べて約10億円の増となったほか、臨時財政対策債が約4億円、地方消費税交付金が約2億円増となるなど大きく増えておりました。そのような状況の中で、歳出の経常経費に充当する一般財源が後期高齢者の療養給付費負担金などの減により、前年度より約3億円の減となった結果、経常収支比率が過去10年で最も低い年となったと認識しております。

○小貫委員

やはり今の話を聞いていると、国の交付税措置などによって、特に財政的な効果があった年だったのだというのを改めて思います。

今は普通会計の話をしていましたけれども、一般会計の場合は、一般財源は前年度と比較して収入で減少したと。

ところが、普通会計では、一般財源というのは増加していると。この辺の理由というのは、なぜなのでしょう。

○(財政) 財政課長

令和5年度決算におけます一般財源の総額を前年度と比較した場合、一般会計では減少となっておりますが、一方で普通会計では増加となった主な理由につきましては、普通会計では地方公共団体ごとに会計の区分や範囲が異なることから、全ての団体相互間の財政比較や時系列の比較が可能となるよう、国が定めた決算統計上の分類、ルールで集計を行っております。

そのルールの中で、歳入のうち、地方創生臨時交付金などの一部の国庫支出金については特定財源ではなく、臨時の一般財源収入として分析することとされておまして、その額が前年度よりも増えたことなどによるものであります。

○小貫委員

今、住宅事業特別会計で特に使用料が増えたからこういう結果だったわけではないのだということで、統計上のルールなのだということです。

でも、国庫支出金は、一般会計では特定財源になるわけです。ところが、統計にのっとると、普通会計では、この一般会計の国庫支出金が臨時の一般財源になると。ここがよく分からないのです。なぜそんなことになってしまうのか、なぜ普通会計では、特定財源のままにならないのか、少し分かりやすく説明してください。

○(財政) 財政課長

なぜ国庫支出金として入ってきている地方創生臨時交付金などを、普通会計で分析するとき一般財源扱いするかということにつきましては、国としては、決算統計のルールのQ&Aの中ではそういうふうに分けるということしか書いておりませんが、推察するには、地方交付税なども国から交付されるものになりますが、今回の臨時交付金につきましても多くが地方自治体それぞれで使い道をあまり限定しないで様々な事業を行い、その財源に充てているために、臨時の一般財源収入としなさいと言っているのかとは考えております。

○小貫委員

国がそうやって言っているという話だったら、決算説明書とかでも国庫支出金ではなくて一般財源に入ったほうが分かりやすいので、そこを統一したほうがいいかと思えますけれども、ただ、国がそうではないと言っているということなので、そこはまた勉強して考えますので、置いておきます。

今、普通会計と一般会計の問題を取り上げたついでに、住宅事業特別会計との関係ですが、やはり、普通会計でないと経常一般財源収入というのが出てこないという問題がありまして、小樽市の普通会計は住宅事業特別会計と一般会計ということになります。

この住宅事業特別会計は、主要10市で設けているのは小樽市だけという話は以前にやりましたけれども、この住宅事業特別会計を設けているメリットとデメリットについて改めてお答えください。

○(財政) 佐藤主幹

住宅事業特別会計を設置していることのメリットとしましては、市営住宅に係る収支状況が見やすい点であろうかと考えております。デメリットとしましては、別会計にすることによる予算ですとか決算などの各種事務が多いことと考えております。

○小貫委員

収支が見やすいという話ですけれども、恐らく建て替え工事などが続くと、その分を一般会計から入れていくという話が多分、続いてくるのではないかとは思いますが。

たしか、以前に住宅事業特別会計の在り方を検討するということがあったと思うのですがけれども、その検討状況について御答弁をお願いします。

○(財政)佐藤主幹

平成30年11月に小樽市収支改善プランを策定しておりますが、業務の改善や経費の縮減のため一般会計への移行を検討するという事としておりました。

それで、収支改善プランの取組では、令和2年度、令和3年度の結果検証の際に、令和4年度の御報告の際まで一般会計に移行するメリットが小さいということで、移行時期については再検討するとしておりました。ですが、昨年度からは、仮に少しであっても業務負担の軽減につなげていくべきという考えに立ちまして、移行に向けて再検討を始めたところでありまして、令和7年度の一般会計への移行に向けて、今、検討を進めているという状況でございます。

○小貫委員

ただ、それであっても、先ほどの普通会計と一般会計の一般財源の問題というのは解消されないということだと思いますけれども、まず、特別会計については分かりました。

それで、大きな影響の中の臨時財政対策債ですけれども、地方財政法上の位置づけをお答えください。

○(財政)財政課長

臨時財政対策債につきましては、地方財政法では、第5条で「地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。」とされておりますが、公共施設等の建設事業費などにつきましては、ただし書において地方債を財源とすることができる経費として限定列挙されております。

ただ、臨時財政対策債は、この5条ただし書とは別に、地方債を起こすことができる経費として、地方財政法第33条5の2の規定に基づき、現状は令和5年度から令和7年度までの間、起こすことができる地方債とされております。

○小貫委員

現状は令和5年度から令和7年度という期間を区切って、臨時だと言っていたのですけれども、もう23年続いている制度です。私は、これは地方財政に対する国の責任を投げ捨てるものだと思います。後で交付税措置がされまされけれども、結局、借金を地方自治体がするわけです。

本来、地方自治体が必要とするお金は、やはり、地方交付税の法定率を引き上げることがまず必要だということと、これは今年の予算特別委員会でもやりましたけれども、毎年のように、地方財政計画で一般財源総額を同一水準に見込んで、それしか出さないというこのルールの見直し、この二つが必要だと思うのですが、見解をお示してください。

○(財政)財政課長

地方交付税は地方交付税法の第1条におきまして、地方団体の自主性を損なわずに、財源の均衡化を図り、交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することにより、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性の強化をすることを目的とした制度とされております。

自治体が社会経済情勢の変化や増大する行政需要に的確に対応するため、必要な財源を今後も地方の固有財源として、国においては交付税の原資となる財源を安定的に確保していただきたいと考えておりますし、地方の歳出、一般財源総額につきましても地方の実情をよく踏まえた措置をお願いしたいと考えております。

○小貫委員

そもそも地方交付税の原資をきちんと確保しつつ、臨時財政対策債を廃止していくというのが望ましいのかと。交付税が増えないうちに臨時財政対策債を廃止されたら地方自治体が疲弊してしまいますので、それはやめてほしいですけれども、そのように思います。

同じ一般財源の中で、市税について少しお聞きしたいと思います。

今回の決算で少しあれっと思ったのが、市税全体では、当初予算では141億4,750万円、収入済額が約140億

5,388万円と約9,362万円少なかったわけです。あまりないなと思っているのですけれども、なぜ当初予算より減少したのか、理由を説明してください。

○(財政)納税課長

まず、令和5年度の市税について収入済額を予算現額と比較すると、今、委員がおっしゃったとおり約9,362万円の減収となりました。これは主に市民税で約1億877万円、たばこ税で約4,582万円、それぞれ増収となりましたが、固定資産税で約2億1,413万円、都市計画税で約4,478万円、それぞれ減収となったため、この固定資産税の現年課税分で収入率が減となった影響で、市税全体では予算額よりも決算額が下回ったものです。

○小貫委員

先ほども言ったように、あまり市税で当初予算を下回るといのは、近年では記憶にない話でして、私たちがよく言っていたのが、当初予算を低く見積もって、決算で開けたらお金が余りましたとやっているのではないのかという話をした記憶があります。

これまでの決算でどうだったのか、5年間分ぐらいが出たらお聞かせください。

○(財政)納税課長

途中でコロナ禍とかがあり数字がかなり動くものですから、3年分ぐらいでよろしいでしょうか。

まず、令和4年度決算で見ると、収入済額を予算現額と比較すると約2億1,217万円の減収となりました。これも主に固定資産税で約1億7,921万円、都市計画税で約3,658万円がそれぞれ減収となったためであります。

令和3年度決算では、同じく収入済額と予算現額を比較すると約9,629万円の増収となりました。これは主に市民税で約4,038万円、たばこ税で約5,422万円、それぞれ増収となったためです。

令和2年度決算も同じく比較すると約8,854万円の増収となりました。これは主に固定資産税で約1億810万円、都市計画税で約1,707万円、それぞれ増収となったためであります。

○小貫委員

固定資産税の減収の分が大きいのだという話が今あったのですけれども、固定資産税の税収というのは上がっているはずなのです。収入額が上がっているのに予算割れということになる理由は何でしょうか。

○(財政)納税課長

令和5年度における固定資産税の現年課税分につきましては、前年度と比べて予算額が8,810万円増加し、収入額が約4,726万円増加しましたが、決算ベースでは収入率が減となったことにより予算額より決算額は下回ったものであります。また、滞納繰越分については、収入額は前年度より若干増加したものの、収入率に直すとほぼ横ばいとなっております。

これにつきましては、当初予算を見るときに10月現在の決算見込みベースで計算して、今後の決算見込み、このぐらい入るだろうという予想の基に次年度の予算を立てていきますが、その際に収入率は何%という計算をしたのに対して、実際はそれよりも少なかったというのが現状でございます。

○小貫委員

その収入率の見込みが違ったのだという答弁だったのですけれども、なぜその違いが生まれたかというところをもう少し掘り下げて答弁していただけますか。

○(財政)納税課長

まず、今の日本の現状といいますか、小樽市も含めての現状を見ますと、やはり原材料価格の高騰とか燃料費の高騰が思ったよりも企業等の収支を圧迫しておりまして、採算の確保が難しい状態が続いているという状況が現在も続いており、納期内に納付できないということも発生しておりまして滞納となったものと考えております。

○小貫委員

個人というより企業だという答弁だったと思います。

固定資産税の滞納繰越分について、調定額は10年前と5年前と比較するとどうなっているのか、お答えください。

○(財政)納税課長

まず、平成26年度は約37億5,430万円の調定額でした。令和元年度は約38億458万円、直近の令和5年度は約39億1,892万円となっております。

○小貫委員

増えていっているわけなのですが、この原因はどのように捉えているのですか。

○(財政)納税課長

先ほどもお話ししたとおり、通常の滞納繰越額は収入が入ると減っていくというところなのですが、現年課税分が払えなくて滞納繰越に移行された額が多くなると、全体の滞納繰越額も増えております。

その要因としては、先ほど言いましたとおり、企業の収益が悪化している状況がある企業があつて、納期内に納付できず現年度分を完納できないで滞納繰越分に移行されたということが考えられます。

○小貫委員

それでも督促など、いろいろやっていると思うのです。

以前に質問したときに、平成28年度末の固定資産税の滞納額区分別の滞納者数では100万円以上1,000万円未満が42で、1億円以上というのが1というのがあったのですが、令和5年度ではどのように変わっていますか。

○(財政)納税課長

令和5年度の固定資産税における滞納額区分別滞納者数では、100万円以上1,000万円未満が18、1,000万円以上1億円未満が2、1億円以上が2となっております。

○小貫委員

つまり、大口のところで少し増えているというところで、今回こういう状況が生まれているのかと思います。

そこで、監査のお話をお聞きしたいのですが、今の滞納繰越の関係で、監査委員の決算審査意見書では、市税収入をはじめとする一般財源の確保や滞納繰越分を含めた各種債権の早期回収などに努められることが肝要、これは何年も同じ表現が続いているわけです。

しかし、今、納税課長が答弁したように滞納繰越が増えているわけですが、議員選出監査委員の佐々木監査委員がせっかくそこにいますので、どのように考えるかをお答えください。

○監査委員事務局次長

固定資産税に限らず、また滞納額の大小にかかわらず、歳入における滞納繰越分の調定額が増加することは好ましいことではないと考えております。その考えの下で、決算審査意見書において滞納繰越分を含めた各種債権の早期回収などに努められることが肝要であるという記述をさせていただいたところでございます。

○小貫委員

監査委員にお話を振ったついでにもう一つ、決算審査意見書のところで、一番最後の部分で、令和4年度の決算審査意見書と比較しますと、中長期財政収支計画のことが新たに加えられています。そこにはさらに、財政の健全性を維持することと、こういう表現も今回付け加えられました。

この財政の健全性というのは、どういう意味で利用しているのか、お答えください。

○監査委員事務局次長

財政の健全性についての考え方についてはいろいろあると思いますが、我々監査する立場として考える財政の健全性とは、まず決算において実質単年度収支が黒字であり、その状態が継続していること。また、その結果として、財政調整基金への積立てができていくこと。また、健全化判断比率の算定結果が改善の方向に向かっている状態のことを意味すると考えております。

○小貫委員

ただ、今お話しいただいたことは令和5年度に限らない、ここ最近はずっとそういう状況だったと思うのですけれども、なぜ令和5年度の決算審査意見書で改めて加えたということなのかをもう少しお答えください。

○監査委員事務局次長

令和4年度の段階では、実質単年度収支は2年連続の黒字だったかと思います。ただ、2年連続をもって継続しているという判断はできなかつたものですから、令和5年度の決算を見て、改めて実質単年度収支が3年連続継続したということ。2点目に、その結果を受けて、財政調整基金の残高が40億6,000万円まで増加してきたこと。3点目に、健全化判断比率において、実質公債費比率が前年度比0.7%改善の4.0%に、将来負担比率が前年度比1.0ポイント改善の25%にまで低下してきたことから判断して、令和5年度の決算においては健全な状態だと判断させていただきました。

○小貫委員

今、最後にもう一つ聞こうと思っていたことを答えてくれましたけれども、つまり監査委員としては、今、小樽市の現在の財政は健全性があると判断して決算審査意見書に書いたということで確認してよろしいですか。

○監査委員事務局次長

令和5年度の決算を見る限りにおいては、健全な状態であると判断させていただきました。

○小貫委員

健全な状況だということなので、新年度予算でいろいろと予算づけをこれから考えていただければと思います。交付税や臨時財政対策債の関係で今聞いてきましたけれども、やはり話を聞いてくると、こういった国が交付税を再交付したとか、臨時財政対策債が結局、減ったから経常一般財源収入も減ってきたということで、国の動向というのが非常に大きいと知っているのです。

そういう下で、令和3年度一般会計と比較すると自主財源比率が上がっている状況なのですけれども、この要因をどのように分析しているのか。また、今後も上がっていく見通しなのか、現状を示してください。

○(財政) 財政課長

令和3年度と令和5年度の一般会計決算を比較しまして、歳入全体に占める自主財源の比率が増えた主な要因としましては、市税と寄附金と繰越金が挙げられます。

繰越金につきましては、前年度の決算剰余金でありまして、年度により増減が生じますので、これ以上、上昇する見通しを立てるとするのは、なかなか難しいと考えております。

市税や寄附金につきましては、こちらも簡単ではありませんが、今後も企業誘致や移住施策の推進のほか、ふるさと納税制度による寄附金の増加策の取組を粘り強く続けることによって、歳入増につなげていきたいと考えております。

○小貫委員

今、歳入のところをいろいろ聞いてきましたけれども、監査委員が令和5年度は健全性というところを維持していると言ったように、一時よりは少しよくなってきたのかということは感じています。

歳出について、代表質問で松井議員が公債費の減少が大きいことが挙げられるし、ただ、そういう中であっても、さらに借金を増やす港湾建設費が増えているということを指摘しました。

今後の公債費に影響する市債残高についてお伺いしたいのですけれども、一般会計の市債残高、年度末残高ですけれども、普通債とそれ以外で平成26年度、令和3年度と令和5年度を比較してどうなっているのか、お答えください。

○(財政) 財政課長

一般会計における市債の令和5年度末残高を、普通債とそれ以外の市債に分けて平成26年度及び令和3年度と比

較しますと、まず普通債では、平成26年度と比べて約4億4000万円の減、令和3年度と比べて約13億2,000万円の増となっております。

また、その他の市債では、平成26年度と比べて約68億4,000万円の減、令和3年度と比べて約33億7,000万円の減となっております。

○小貫委員

今、普通債で26年度と比べると4億円ほど減っているし、3年度と比べると増えているということがありました。

平成26年度と令和3年度を同じく比較していただいて、どの区分で増えているのか、増加している区分を金額が多い順番に三つほど示してください。

○(財政) 財政課長

令和5年度市債残高のうち普通債におきまして、平成26年度及び令和3年度と比べて増加している分類を多い順から三つ挙げますと、まず、平成26年度との比較では、防災行政無線や鉄道駅バリアフリー化などの設備整備などが含まれているその他の区分で約8億6,000万円の増、港湾の区分で約6億4,000万円の増、消防の区分で約5億9,000万円の増となっております。

また、令和3年度との比較では、港湾で約9億9,000万円の増、商工で約4億2,000万円の増、衛生で約4億円の増となっております。

○小貫委員

先ほど、普通債とそれ以外で答えていただいたときに、普通債以外で減少していたわけですがけれども、これの主な理由は何でしょうか。

○(財政) 財政課長

普通債以外の市債の主な減少理由につきましては、臨時財政対策債と退職手当債が要因となっております。臨時財政対策債につきましては、過去の借入れ分の償還が進んでいることと、近年の借入額が減少していることによるものでありまして、退職手当債につきましては、直近の借入れが平成30年度となっており、償還が進んでいることによるものであります。

○小貫委員

市債残高を見ていきますと、増えているので、やはり松井議員が指摘したように港湾の関係だということが分かりました。

先ほど減っているところで臨時財政対策債の話、退職手当債の話がありましたけれども、その前の質問で、やはり臨時財政対策債の在り方というのを質問しましたが、そういった問題が廃止されたり、さらに抑制されたりすれば、その公債費というのは、今後、減っていくだろうと思われま。

そういう中であって、今回、終わった港湾建設費の償還というのは続くことになっていくというところで、そういうところにメスを入れていくことが必要だったろうと私は思います。新幹線の負担金もあります。石狩湾新港の負担金もあるので、そこにメスを入れてこそ、さらなる財政の改善が見込まれると私は考えております。

◎石狩湾新港について

次に、石狩湾新港の問題に移りたいと思います。

令和5年度の石狩湾新港管理組合負担金の支出済額が2億4,862万8,000円、令和4年度が2億3,754万6,000円だったので、約1,100万円負担金が増えているわけです。この負担金が前年度から増えるという決算は2年連続になります。

そこで令和元年度決算と令和5年度決算の負担金の比較を示してください。

○(産業港湾) 港湾室主幹

石狩湾新港管理組合の母体負担金の決算額の令和元年度と令和5年度の比較でございますが、令和元年度が2億4,586万7,000円、令和5年度が2億4,862万8,000円と276万1,000円増えております。

○小貫委員

前年度だけではなくて、5年たって増えていると。

さらにその前の5年間はどうかというのを比較したいのですが、本来であれば平成26年度と平成30年度を比較すべきなのですが、平成26年度というのは特殊で負担金が少なかった年ですので、この5年間を比較するのに平成29年度の決算と平成25年度の決算の比較を示してください。

○(産業港湾) 港湾室主幹

石狩湾新港の母体負担金の決算額、平成25年度と平成29年度の比較でございますが、平成25年度が3億2,408万2,000円、平成29年度が2億4,560万9,000円と、7,847万3,000円減っております。

○小貫委員

平成25年から平成29年にかけては、5年間で約7,800万円を減らしてきたのだと。しかし、直近5年間では約270万円増えているということが今の答弁でありました。

市は、この間、負担金の問題について答弁を求めますと、効率的・効果的な事業の執行などによって負担金の低減に努めていただくよう、引き続き管理組合には伝えていくとお答えしているわけですが、実際には増えていると。

これは、管理組合に話を聞き入れていただいたと小樽市は思っているのでしょうか。

○(産業港湾) 港湾室主幹

石狩湾新港管理組合の当初予算編成時におきましては、前年度の母体負担金と比較し、増額とならないよう予算編成を行っておりまして、市の意向を反映していただいたと考えてございます。

○小貫委員

予算では減らしているのだと。でも、予算で減らしていても、実際に出ていくお金が減っていなかったら意味がない話だと思うのです。確かに、いつも数千万円単位で当初予算との開きがあったのが、令和5年度はほとんどないという状況になっています。

ただ、この決算で負担金が増えてきたことに対して、実際にはどうやって執行していくかという話だと思うので、どういう形で管理組合と協議し、どのようなやり取りがあって、結果として予算執行が増えているということになっているのか、お示してください。

○(産業港湾) 港湾室主幹

管理組合の当初予算の協議につきましては、管理組合から各事業の予算を計上する目的や必要額について説明があり、その内容について確認を行った後、収支不足分の6分の1の額を母体負担金として小樽市の予算に計上することになります。

この当初予算では、母体負担金が年々減額しておりますが、それぞれの年度で事務事業を行っていく中で、当初予算で見込んでいた使用料収入に増減があったり、前年度の繰越金の額に増減があったり、また、年度途中で必要な支出が発生するなど母体負担金の当初予算額から減額する額は年度により増減いたしますので、減額する額が結果的に少なくなった場合には、対前年度決算額より増額となる場合があるものでございます。

○小貫委員

今、予算を決める過程ではなくて、いろいろやった結果、増えてしまうこともあるのだという答弁でしたけれども、そこをどういう形で増えないようにという議論は行われなくて、管理組合が予算を執行していくまま、結果だけ小樽市に来るといふことなのですか。

○(産業港湾)港湾室主幹

結果のみが来るというわけではなく、途中で補正予算案がございますので、その中で執行状況といったものを確認していくような形になります。

○小貫委員

確認しても増えてしまっているということなのです。管理組合もこれまで同様に母体の負担軽減に努めていくということを繰り返し述べてきたわけですが、これが結局、決算で連続して負担金が増加してしまったということについては、やはり、これまで管理組合が言っている、軽減に努めていくのだという言い訳と相反するのではないかと私は思うのですが、市の見解はいかがですか。

○(産業港湾)港湾室主幹

決算で連続して母体負担金が増額となったことにつきましては、先ほど説明させていただいたとおり、その年度により様々な要因があると思いますけれども、当初予算では年々減額となっているとはいえ、決算においてもできる限り減額となるよう、精緻な予算編成と効率的な事業執行を行っていただくよう要請してまいりたいと考えてございます。

○小貫委員

そういう要請よりも、もう少し具体的にやはり東地区の整備を今やっていますけれども、ああいう大型工事の中止だとか、北防波堤に木材チップが入らなくなったわけですから、北防波堤の工事の中止、もう一つは特別会計が悪化していますので、チップ用の荷役機械の費用負担の問題など、やはり、特別会計の収支改善手当を具体的にもう少し踏み込んで主張して、母体負担の軽減というところを現実の問題としてきちんと決算でも約束させるということが必要だと思います。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日は、これをもって散会いたします。